

令和5年第4回那須烏山市議会9月定例会（第2日）

令和5年9月6日（水）

開議 午前10時00分

散会 午後 3時35分

◎出席議員（13名）

1番	高木洋一	2番	福田長弘
4番	堀江清一	5番	興野一美
6番	青木敏久	7番	矢板清枝
8番	滝口貴史	9番	小堀道和
10番	相馬正典	11番	田島信二
12番	渋井由放	14番	中山五男
16番	平塚英教		

◎欠席議員（2名）

3番	荒井浩二	15番	高田悦男
----	------	-----	------

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	高田勝
総合政策課長	菊池義夫
まちづくり課長	小原沢一幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	川俣謙一
市民課長	大谷啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡誠
こども課長	水上和明
農政課長	深澤宏志
商工観光課長	星貴浩
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	石嶋賢一

学校教育課長

大 鐘 智 夫

生涯学習課長

黒 尾 明 美

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

村 上 和 史

書 記

吉 川 和 穂

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〔午前10時00分開議〕

○議長（渋井由放） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆様方には、お忙しい中、議場に足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、出席している議員は13名です。3番荒井浩二議員、15番高田悦男議員から欠席の通知がございました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（渋井由放） 日程第1 一般質問についてを通告に基づき行います。

なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を、質問と答弁を含めて75分以内としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の75分を超えた場合は制止いたします。

また、質問者の通告した予定時間となりましたら、質問の終了を求めますので、御了解願います。

なお、通告された質問の要旨からは想定できない質問内容等の場合には、注意をいたしますので、併せて御了解願います。

質問、答弁は簡潔明瞭に行うよう、お願いをいたします。

通告に基づき、16番平塚英教議員の発言を許します。

16番平塚英教議員。

〔16番 平塚英教 登壇〕

○16番（平塚英教） おはようございます。16番平塚英教でございます。9月定例会一般質問1番目でございますが、図らずも1番になりました。せっかく1番をいただきましたので、はりきって頑張りたいと思いますので、執行部におかれましても、前向きな御答弁をお願いいたします。

本日は5項目を用意しましたので、質問者席から、一つ一つ質問してまいります。よろしくお願いたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） それでは、1項目め、国民健康保険マイナ保険証の一本化について質問をいたします。

政府は、現行の健康保険証を来年秋に廃止して、マイナンバーカードに一本化する法案を国会で可決させました。しかし、マイナ保険証に別人の情報を誤登録する問題や、個人情報漏洩

という重大問題が起こっております。医療現場では、マイナンバーカード使用時に資格無効と表示されるなど、マイナンバーカード自身によるトラブルも続出し、全国では、多くの患者や、国民の不安と怒りの声が高まっております。

現行の保険証廃止に撤回や延期を求める声は、世論調査でも77%にも達しております。改正マイナンバー法は、マイナ保険証を実質的に強制取得させるものであり、特に日常的に医療が必要不可欠な障害者から、医療を受け取る権利を奪いかねません。

このような問題や、不安を解決しないまま、保険証のマイナンバーカードの一本化は、市民の命と情報、権利を守る保障がありません。全ての国民に医療を受ける権利を保障する国民皆保険制度を守るために、国に対して、国民と医療機関の負担を増やすだけのマイナンバーカード保険証一本化強制は中止し、現行の保険証も併用して使用できるように求めるべきと考えますが、市当局の答弁を求めます。

また、全国でトラブルが相次ぐマイナンバー制度めぐり、政府は総点検の方針を打ち出し、県もマイナンバー情報総点検チームを設置したとの報道であります。本市においても、マイナンバー総点検調査を行っておられると思いますが、現在までの調査状況について説明をいただきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） マイナ保険証に関する調査の現状についてお答えいたします。

現在、マイナンバーカードのひもづけに誤りのある事案が複数発生していることを踏まえ、国においては、健康保険証や医療、年金記録など29の項目について、マイナンバーへの情報のひもづけが正確に行われているか、登録方法や登録データに関する総点検が進められております。

健康保険証に関する総点検につきましては、マイナンバーと保険証のひもづけ登録を行う、健康保険組合など、全3,411保険者を対象に実施され、8月8日に行われた中間報告では、全国で1,069件のマイナンバー誤登録が確認されております。主な原因として、保険者が加入者の保険証とマイナンバーを手作業でひもづける際に、入力を誤ったことなどが報告されております。

本市における国民健康保険制度の業務では、システム間の連携のひもづけを行っており、同様の事案は今のところ確認されておらず、現時点においても、市民の方や医療機関関係等からの誤登録の報告も受けてはおりません。なお、後期高齢者医療制度の業務に関しては、栃木県後期高齢者医療広域連合が運営主体となっていることから、マイナ保険証に関する調査の内容につきましては、承知しておりません。御理解をいただきたいと存じます。

市民の皆様方に混乱が生じることがないように、引き続きチェック体制の強化により、適切な

対応を心がけますとともに、国に対しましても、国民の不安払拭に向けた丁寧な説明を行うよう、要望してまいりたいと考えております。

また、市当局の答弁を求めるといふ、併用に関する御質問が入っておりますが、今のところ、市として何かの対応をしているということは特にありません。ただ、私も栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員と、栃木県国民健康保険団体連合会の理事にはなっておりますので、そちらのほうで、円滑にできるように、市民、そして国民に、もう少し理解をいただけるようなお時間をいただくとありがたいかなというのは、伝えさせていただいております。

医療機関の中でも、マイナ保険証と現行の保険証、両方を持ってくるって実は結構大変なことなので、どちらかに本当は統一してほしいというのがありますが、異動期はやはり難しいと思いますので、その期間は、お互いに医療機関であり、保険連合であり、御自身であり、両方を持ってくるとかいろんなことが併用されてしまうと思います。煩雑になる時期はあると思いますが、なるべくだったら、その時期が短くなるよう情報を提供し、理解をしていただくように努めていきたいと思っておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） マイナンバーをめぐるトラブルが後を絶たないということで、人為的なミスが、全国で相次いだ障害者手帳は、全数を調査するということになりまして、県と宇都宮市は、障害者手帳の全個別データ点検に入る方針ということであったり、住民税情報などのひもづけ中に不備の可能性がある市町などが、個別データの再確認を求められるという予定だということでございます。

福田知事は、このマイナンバーと医療や税、そして氏名、住所、性別、生年月日、この4情報の照合を確認するように求めているということですが、福田知事は、手順などがしっかり示されないまま、自治体職員が作業しなければならなかったということで、非常に問題があったというふうに述べております。

全国知事会でも、個別データの点検を令和5年11月までにしろというような話でございしますが、これについて、この点検を最後にしてくれというふうに言っているような状況とか、政府の指示が不十分で、ヒューマンエラーが発生した、国に反省を求めるといふような状況でございします。

6月のこの法案が通ったときの世論調査でも、直近の世論調査でも、約77%の国民が反対していると、こういうことでございますので、もう一度、この問題については、立ち止まって見直す必要があるというふうに思いますし、未登録の問題でございますが、中小企業の社員が入っている協会けんぽとか、企業の健康保険組合などでは、いまだにマイナンバーカードと保険情報のひもづけが77万人もされていないというようなことで、大変問題でございます。

さらに、視覚障害者は、顔認証とか、暗証番号の入力が困難ですよね。こういう問題で、このままでは使えないと、こういう問題がありますし、全国の市町村でもアンケートを取りますと、9割の自治体で、マイナ問題で負担が重いと、こういうような答えが出ているところがあります。

令和5年6月の法改正から、私は、下野新聞だけをずっと確認したのですが、毎日のように、これだけ記事が載っているというのが実情でございます。

さらに問題なのは、重度障害者、これが、マイナンバーカードを申請する際には、法的な成年後見人を立てないと申請できないと。それには、年に2万円程度の費用を、障害者が負担しなければ、後見人についてもらえないわけですね。後見人がいなければ申請できないわけですから、医療保険をもらえないと、こういうふうになってしまうわけでございます。そういう意味で、重度障害者にも大変な問題があります。

そういう意味で、もう一度立ち止まって、この問題は考える必要があるのではないのでしょうか。何と言っても、日本はいわゆるこういうようなデジタル後進国だということで、スピード感を持ってやりたいというのは、気持ちは分かりますが、しかし、根本的に国民の信頼、これが揺らいでいる。あるいは、信頼が置けないというような状況の中では、このマイナカードの運用がうまくできませんし、さらには、他人の情報が入った保険証ができれば、今までの医療を受けたデータが、間違っって入力されるわけですから、大変な医療過誤に発展する恐れもあるわけです。そういう意味で、この問題については、私もここは混同していたのですが、マイナカードのいわゆる登録問題と、保険証等をひもづける問題と、これは別なんだよね。どちらにもトラブルが起きていると、こういう状況でございます。

そして一番問題なのは、その一番大変な作業を、地方自治体の職員がさせられているというように、一番被害を受けるのが市民だと、こういうふうになっておりますので、その辺をもう一度、精査をして、マイナカードについても、29項目の登録関係についても、問題がないように進めていただきたいし、マイナ保険証の問題についても、いわゆる国民皆保険として、きちんと命や健康が保障されるような制度として守っていただきたいと思うのですが、これについて、もう一度、御回答をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 先ほどの市長の答弁でもございましたけれども、現在、国のほうで、マイナ総点検を実施しております。これについての状況を、もう一度、私のほうから御説明しますと、本市については、今のところは、総点検の対象とはなりません。しかしながら、手作業でのマイナンバーのひもづけを行っている業務等については、やはりデータの誤りがないか、本市独自の対応として、関係課にヒアリングを行ったり、現状の把握に、現

在、努めているところでございます。今後も、個人データを点検していく予定でございますので、その辺は、御理解いただきたいと思っております。

あと、いろいろ議員のほうからもありましたが、今、国の問題等、例えば、システムの標準化、非常にスピード感を持ってやっているというところは、私どもも感じております。早いのではないかなというふうな不安も、やはり個人的には、感想として持っております。さらには、自治体の事務負担等についても、どうしてもやはり重い負担が出てきてしまうと思っております。そういったことも含めて、やはりまずは利用に関する案内とか、この制度の周知を、市のホームページ、それから広報等を通じて、十分市民に周知してまいりたいというふうには思っております。

未交付の方、それから申請はしたけれども、まだ取りに来ていない方がいらっしゃいます。そういった方にも、今の国の問題や不安等も当然、市民にも丁寧に説明をしていきながら進めてまいりたいというふうに思っております。まずは、市民の理解を得ることが必要ではないのかなというふうに思っておりますので、御理解いただければと思っております。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） この問題だけをやっているわけにはいかないのですが、特に保険証の問題で、他人情報のひもづけは、命に関わる問題があります。マイナンバーカードを持たない人は、毎年、資格確認証の申請が必要ですよ。マイナ保険証は、5年ごとに更新が必要です。これを怠れば、無保険者になっちゃいますよというような様々な問題があります。

そういう点で、例えば、障害者の方が顔認証をするところを、体が動いちゃう場合には、それができませんよね。自分の暗証番号を入力できなければ、無資格者になってしまいますので、その辺が、非常にこれから問題になると思うので、市民の皆さんにも、よく分かるように説明をお願いいたします。

続きまして、②の問題でございしますが、国民健康保険加入者は、4割が無職にもかかわらず、均等割など高い税に苦しめられております。県の滞納者の保険証取上げ率は、全国ワースト2位の状況であります。県の第3期国民健康保険運営方針案は、市町によって差のある保険税水準を、同じ世帯構成、同じ所得水準であれば、同じ保険税水準にするため、2028年度までに、納付金の算定方式や負荷限度額などの統一を進めていると聞いておりますが、国民健康保険の保険税水準の統一については、問題になっている均等割、人头税と言われるような問題のものは廃止すると、減額するなどの対策を講じて進めるべきと考えますが、市当局の答弁をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 第3期国民健康保険運営方針についてお答えいたします。

国民健康保険運営方針は、県と県内市町が一体となって、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施し、安定的な財政運営、並びに市町の健康保険事業の広域的かつ効率的な運営の推進を図るための、統一的な方針として定めているものになります。

第3期国民健康保険運営方針につきましては、対象期間を令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間とし、おおむね3年を目安とし、本運営方針に掲げる内容の分析や評価を行うこととされています。その中で、国民健康保険の安定的な財政運営の確保及び保険税水準の統一に向けた取組、その他、国民健康保険事業の円滑、確実な実施を図ることを明記することとなっております。

なお、国民健康保険税水準の統一につきましては、将来にわたって持続可能な国民健康保険制度を維持していくため、年齢構成の高まりや、1人当たりの医療費の増加等、国民健康保険が抱える構造的な課題による市町単位での不安定リスクを県単位に分散し、県内の被保険者間の受益と負担の公平を図るために定義されるものであります。そのため、県内において、先ほど、議員がおっしゃったとおり、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準を目指すとされています。

議員御指摘の国民健康保険税の算定方式につきましては、県内23市町が採用している、所得割、均等割、平等割の3方式への統一案が、栃木県国民健康保険運営協議会の中で議論されております。

今後は県において、9月中にパブリックコメントを実施し、11月には、パブリックコメントの意見を踏まえた調整を行い、12月には、運営方針が決定される予定となっておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思っております。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） この件に関しても、いろいろ申し上げたいことはあるのですが、いずれにしても、いわゆる収入のないお子さんから保険税を取り上げる均等割は、廃止もしくは減額をするように、求めていただきたいと思えます。

次に第4期市観光振興ビジョンについてお尋ねをいたします。

本年6月にまとめられました、本市の第4期観光振興ビジョンは、本年度から2027年度までの5年間の計画であります。このビジョンは、市の観光振興に関する基本方針であり、本市総合計画の基本目標を達成するための個別計画であり、国県観光関連計画を踏まえ、本市上位計画と整合性を図った計画としております。

計画によれば、2027年度までの目標値を、年間、観光客入込数を45万人、宿泊観光客数を4万5,000人、主要観光施設の入館者数を13万4,750人と掲げております。本市の合併当時は、80万人前後で推移していた観光客入込数も、リーマンショック後の景気低迷

や、東日本大震災を背景に、温泉施設などの閉鎖が相次ぎ、過去10年間では、2017年の54万4,000人をピークに、コロナ禍の影響を受けて、大幅に落ち込んでおります。2022年には、30万人と持ち直しておりますが、過去10年間でピークだった2017年と比べまして、約半数にとどまっている状況であります。

第4期観光振興ビジョンの目標値である観光客入込数を45万人に、コロナ前の水準に回復させることを目指すとしておりますが、それを達成するための具体策を、アクションプランで定めるとのことでありますが、そのための手立てをどのように進めているのか、説明を求めるものであります。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 観光振興ビジョン目標値の達成についてお答えいたします。

第4期観光振興のビジョンにつきましては、市観光協会、商工会、企業、NPO法人、市内で活動する団体などから推薦をいただいた委員の皆様で策定委員会を組織し、御提案、御提言等をいただきながら、令和5年6月に策定いたしました。

この観光振興ビジョンは、本市が有する地域資源や活躍する人材との連携や活用を図りながら、今後、5年間に取り組むべき施策の方向性を明らかにし、交流人口や関係人口を増やして、観光入込客数等を、新型コロナウイルス感染症の発生前の水準、いわゆる観光振興ビジョン目標値に戻しつつ、地域振興を推進していくものでございます。

観光振興ビジョンの構成は、5つの基本方針と3つの基本戦略で構成されており、5つの基本方針では、1つ、観光コンテンツづくり。2つ、デジタルとアナログの調和の取れた観光プロモーションによる、集客、誘客。3、観光施設の整備・充実等による利便性の向上。4、二次交通網の充実による市内周遊。5、人材育成体制づくりを掲げております。また、3つの基本戦略では、基本戦略1、歴史・伝統・文化を生かした観光振興。基本戦略2、五感で楽しむ観光振興。基本戦略3、おもてなしの観光振興を掲げております。

今後、観光振興ビジョンを踏まえた具体的取組を整理したアクションプランを作成した上で、計画的に事業を展開してまいりたいと考えております。特に今年3月に、国指定史跡になった烏山城跡を、有効的な観光資源として活用していくため、国県交付金の活用も視野に入れながら、観光振興を推進してまいりたいと考えております。

また、県レベルでの自転車活用による地域活性化への取組が進んでおりまして、近隣市町とも連携をした広域観光の取組の1つとして、サイクルツーリズムを積極的に推進することで、観光振興ビジョンに掲げる目標の実現を目指してまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 目指すべき将来像ということで、多様な主体が相互連携の下に未達成施策等に継続的に取り組むとともに、新たな施策の展開による観光の進行を図るというふうに書いてありまして、「地域資源×市民力＝新たなスタイルの観光・交流のまち 那須烏山市」ということをございまして、今いろいろと説明された内容でございます。

そのアクションプランの中に、歴史と伝統、文化を生かした観光振興というのですが、メグロの聖地、那須烏山の積極的な支援というふうなのですが、単にバイクを集めてよかった、よかったじゃなくて、川崎重工業さんに、地元にある企業に下請の仕事はありませんかというぐらゐのプロモーションを起こしていただきたいというのが1つ。

サイクルツーリズムの問題についても、ただ、自転車が走っているだけじゃ駄目なんですよ。道の駅がなければ、サイクルツーリズムの拠点がないんです。これはもう、サイクルやっている人の常識なんです。そういう点で、もっといろいろと検討してもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（渋井由放） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） 御質問いただきました川崎重工業についてお答えさせていただきたいと思います。

「メグロの聖地・那須烏山」に関しての事業ですけれども、こちらについても、何年か前からキャノンボールというイベントを、川崎重工業の御協力のもと実施しております。地元企業への下請の仕事に関して端的に申し上げますと、まずは川崎重工業といろいろと連絡を取るところから始めたいと思っております。すみません、そういったので進めていきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 山あげ祭、今年は自粛なしでやったということで、3日間で6万5,000人というような数字が出ていますが、那須町は、ゴールデンウィークに38万4,200人なんです。道の駅とか動物園の施設がありますよね。そういうのを拠点に、38万人。年間では、30万人の入込客を得た、前年よりも増えたと書いてありますが、矢板市は、昨年200万人。

ゴールデンウィークだけで、うちのほうは、3日間で6万5,000人と威張っているんだけど、那須町は、ゴールデンウィークだけで38万4,200人ということでございます。年間で見ますと、幾らか増えたということで、入込客が年間30万人と那須烏山市は言っていますが、矢板市は、年間200万人ですよ。その中身はと見ますと、道の駅、そして農産物が好評だったというふうに、記事には書かれております。

それで、私が申し上げたいのは、ほかの自治体では、どんな努力をしているかということです。那須町は、那須町観光協会も、DMO登録申請を進めますと書いてあります。DMOとい

うのは、観光地づくりのかじ取り役となる法人でありまして、観光庁が2015年に登録制度を創設して、登録されると対外的な信用が高まり、国の支援を受けやすくなるということでございます。

それで、県内では、県の観光物産協会、日光市のDMO日光、大田原市のツーリズム、佐野市観光協会のDMOと、こういうふうになっております。これも、本市としても目指すべきではありませんか。

2つ目、益子町、ましこラボという一般社団法人がありますが、観光地づくりに取り組む益子ということで、観光庁に、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業が、観光庁のほうで採用されまして、これから、付加価値をつけるような複数の宿泊施設とか観光施設、13事業所といわれていますが、これの改修をしながら、国の補助を受けながら、観光の整備を図るということでございます。

こういう点について、本市もDMO登録とか、国の補助事業の認可を得られる努力、そういうのは考えていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（渋井由放） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） 御意見ありがとうございます。DMOの推進、こちらにつきましては、過去にそういったものを目指した団体もございました。そちらにつきましては、そういうお声があれば、もちろん推進していきたいと思っております。

それと、国の補助を活用した付加価値、こちらもいい話だと思っております。研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） それでは、3番目の本市の道の駅整備構想についてお尋ねをいたします。

道の駅は、日本の地方自治体と道路管理者が連携して設置し、国土交通省により登録された休憩施設であり、地域振興施設等が一体となった道路施設であります。道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の人々のための情報発信機能、道の駅を核として、地域のそれぞれ町同士の連携を図る地域連携機能、この3つの機能を併せ持つ施設であり、災害のときに避難所ともなるような施設ともなっております。

本年2月28日現在で、全国の道の駅登録数は1,204か所ということで、建設中のものもあり、今後も増える見込みとのことであります。栃木県県内には25の道の駅がありまして、本市に隣接する全ての市町には、道の駅が設置されております。本市に隣接する茨城県常陸大宮市には、正式登録はされていないものも含めて、3つの道の駅が存在しており、いずれも大

変にぎわっております。

本市においては、合併以来、議会において道の駅設置について論議が交わされ、議会の常任委員会を中心に検証がなされ、市当局においても、農政課等を中心に道の駅研究を進めてきたところではありますが、なぜか本市の政策の上位には挙げられず、設置計画が一向に進んでいないのが実情であります。本市の産業振興と交流人口の増加及び、本市活性化の拠点施設として、遅ればせながら、本市においても道の駅整備推進に向けた具体的な調査研究を進めるべきと考えますが、市当局の見解と対策を伺うものであります。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 道の駅整備についてお答えいたします。

道の駅整備につきましては、平成28年度、29年度の道の駅整備計画プロジェクトチームにおいて調査研究の上、報告書をまとめ、平成31年の議員全員協議会において報告をさせていただきました。

本報告では、道の駅は、産業振興、地域活性化、交流人口増、雇用増といった様々な効果が期待できる一方で、本市の農業生産者の参加意欲が弱く、地元農産物及び物産品の販売額が小規模であるなど、多くの課題がある中で、多額の財政を投入し、道の駅を新規整備することは次期尚早として、当面の間、既存施設を最大限に活用し、農産物直売場やまちづくり団体、そして事業者との連携強化を図りながら、にぎわいを創出する仕組みを構築し、道の駅を代替するとしたものであります。

報告書の作成から5年以上が経過して現時点においても、最大の問題は、もともとの野菜を栽培する園芸農家が少ないことに加え、農業従事者の高齢化や後継者不足が顕著であり、農産物の確保が困難になっているところでございます。これが大きな要因となり、農産物直売所の経営が難しくなり、閉鎖や規模の縮小に追い込まれている状況にあります。

私自身、道の駅の整備に反対したことは1度もないと、平塚議員も分かっておられると思います。議員のときからも、視察研究もさせていただきましたし、出張に行くたびにいろんなところの道の駅に寄らせていただいております。もちろん地域活性のために有利な取組だとは思っていますが、平日の駐車場に車がない道の駅を、何か所も目撃しております。そういうのを考えますと、本当に道の駅を造っていいのか。それに、この地に合った道の駅ができるのか。それを検討させていただいているところであり、また、先ほど言ったように、今は農産物を作る方々がいません。道の駅で売りにしているものの一番は、農産物が多くなっております。そのために、今、農業に力をつけていただきたく、畑作にどうにか力が入らないかと、農業公社も挙げて、皆さんと協議をさせてもらっております。それが安定していけば、もう少し農産物も提供できると思いますので、そういうときを狙って、私たちも着実に今は進めていきたいと

思っておりますので、ゼロにしたいとは思っておりません。

ですから、皆さん、いい案があったら教えてください。どんな道の駅がいいのか。夢だけでは、私たちは食べていけないので、皆さんの大きな夢、良かったこと、それを教えていただいて、それを含めていきながら、いいものをつくっていくことしか、これから造る道の駅にはないと思っています。

ですからまずは、今ある観光資源を有効に使うことで活用させていただいています。先ほどの龍門ふるさと民芸館にも、時々、軽トラ市をやっていただくと、すごく盛況であると聞いております。農産物の提供は、とても大きなウエートを占めると思いますので、そういうところから力をつけていきたいと思っています。

まずは、急がば回れの考えで、まず土地利用農業から、収益の高い農業にしていったら、道の駅整備へと進めていきたいと思っていますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 先ほども、観光の交流人口をいかに増やすかという点で、うちのほうは30万人を45万人にするとかいう話ですが、矢板市は200万人なんですよ。矢板市でなぜそれが伸びたかという、道の駅を造って、そして、5年間連続で売り上げを伸ばしているんです。それが、基本なんですよ。

故村上進一議員も、熱心に道の駅設立に向けた発言をされておりましたが、私もその遺志をしっかりと受け継いで質問したいと思います。

それで問題は、立地条件なんですよ。那須烏山市は、高速道路のインターから、1時間も離れている悪いところでしょう。唯一、動脈として縦断しているのが、国道294号。これを見ますと、道の駅が東山道「伊王野」、南は真岡市の「にのみや」なんですね。この区間が70キロメートルということですので、もしこの那須烏山市に道の駅があれば、1時間、そしてにのみやに1時間ということで、休憩しながら寄れるのです。大型バス、大型車が寄って、トイレ休憩ができる非常に有効な環境にあるんですよ。それを生かさないうで、ぐずぐず、ぐずぐずあれがある、これがある、それがあるで、できない理由を100編並べても、それは進みませんよ。

そういう点で、市民からも第3次総合計画に、なぜ道の駅を造らないんだというような意見がありました。それについても、費用がかかる、あれもある、これもある、なかなか難しいというふうに言っておりますが、道の駅を活性化の核として取り上げて、そして民間とか市民がそれに参画をして、そして交流人口を増やすというのが必要なんじゃないんですかね。

この間、市民向けの烏山学発表会があったでしょう。そのときにも、那須烏山市に道の駅を造ろうという高校生からの提案がありました。この中身を見ますと、新しいシンボルとなるス

ポットを設立するんだと。そして、地域の子供や大人たちが交流できる場所を設けるんだと。那須烏山市にたくさんの人に来てもらえる、こういうスポットをつくるんだと。子供たちでさえ、こういう夢を持った考え方を持っているんですよ。だから、これをどう具体化するかを考えるべきではないですか。

農産物についても、売れる場所があつて、売れる機会があれば作るんですよ。そういうものがないから、どんどん、どんどんじり貧になって、農産物も作らなくなっているんじゃないですか。少子化による人口減少に悩む那須烏山市は、発信力強化による交流人口の増加で、地域の活性化を目指さなければ、人口減少による経済縮小の渦から抜け出せず、じり貧になってしまうのは、これは自明の理であります。三国志で有名な天才軍師の諸葛孔明は「座して死を待つよりは、出て活路を見出さん」と言っております。実績があり、国の補助金等が受けられる道の駅を、地域の交流の拠点として設置してこそ、那須烏山市の今後の発展の大きな起爆剤になると私は信じてますが、これについて、もう一度御答弁をいただきたいと思います。

○議長（洪井由放） 小原沢まちづくり課長。

○まちづくり課長（小原沢一幸） 道の駅の整備についてでございますが、道の駅は、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能というのがありまして、駐車場とトイレ、あとは交通情報の提供というのが、当初の段階でありました。そういった意味では、物販というのは必須ではございませんでした。それが、多くの道の駅で農産物の直売や地域に属した地場産品の直売等が始まりまして、農業の6次産業化を通じた地方創生の場になってきているのが、現状でございます。

そういった意味から考えますと、現時点での最大の問題というのが、野菜を販売する園芸農家が少ないことに加えまして、農業従事者の高齢化や後継者不足などによりまして、農産物の確保が困難になっているところ。また、公共施設の統合・再編の動向など、多くの課題がありまして、検討に着手することができないというのが実情でございます。

市長答弁でもありましたように、農業従事者の高齢化、後継者不足による農産物の確保の困難、こういったことを収益性の高い農業への転換、担い手確保など、稼げる農業への転換を図ることで農業の安定性を求めて、その辺で徐々に、道の駅の整備の実現性が見えてくるのではないかとこのところを踏まえまして、既存施設における施設の多機能化を図りまして、人が集まる流れによりまして、にぎわいを創出し、こうした取組の中で、売上げの増加、生産量の増加、生産者の増加といった好循環が生まれることが必要だと、やはり考えております。

その上で、本市のブランド商品の開発・販売などによりまして、生産者や地域住民による道の駅の整備の機運の高まりを踏まえまして、公共施設の統合・再編の動向や、財政状況に配慮しつつ、改めて整備を検討すべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 全く話にならないね。いずれにしても、行政が金を出して、行政が経営するという発想だから、そういう発想になっちゃうんだね。やはりね、これは何て言うんですかね、国、県の補助をもらってそういうものを造るんだけど、いわゆる出資をして、参加者でそれを運営すると。しかも、この子供たちの経営についてというのもここに書いてありまして、経営のプロに任せると、こう書いてあるんですよ。だから、もうあと何年たてば退職金をいっぱいもらってね、俺は辞めるんだなんていうような発想の人じゃなくて、この町をいかに発展させるかということで取り組めば、そういう発想にはならないと思います。

これは、前の中間報告で出されたものでございますが、これがあるから駄目だ、あれがあるから駄目じゃなくて、駄目でない方法をみんなで模索すると、こういう必要があるんじゃないでしょうかね。そういう点で、非常に後ろ向きな話で、私もがっかりしましたが、何としても、市民の皆さんも、なぜほかの市町村には道の駅があるのに、那須烏山市にはないんだろと、こういうふうに疑問を持っておりますし、国道294号を通る方々も、なぜここで大型車が止まれる休憩所がないんだろと。サイクリングで県内をめぐる方々も、なぜ、道の駅がないんだというようなことで。前に、ふるさと烏山会ですか、そこに行ったときにも、道の駅を造ったらいいんじゃないですかってあったんだけど、それっきりだよな。

そういうような後ろ向きな発想じゃなくて、造ってそれをどう発展させるかというふうに考えるべきじゃないんでしょうかね。この点について、もう一度、答弁をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 平塚議員がおっしゃることは、私も十分、分かっております。私も道の駅を造りたいです。でも今、ここの市で抱えている問題、財政力、いろんなことを考えますと、道の駅を、はい、やりましようとは、私の中では言えません。そのために、今、既存の施設を活用させていただいたり、直売を週に1回とか、月に1回をさせていただいています。その状況で、生産者の皆さんも、どうやったらこういうものが売れるのか、というのを分かってもらいたい。次の生産者につなぐための努力をさせていただいています。決して、後ろ向きではありません。すごく考えています。でも、今、それをやることに対して、本当にいいのかどうかを、ずっと協議させていただいて、全員の方が、本当に道の駅ならいいのか。利益が上がっている道の駅はそんなにないという事実を、皆さん、認識していないのではないのでしょうか。道の駅は観光の目玉にはなりますが、その後には負債が残り、そして、これから私たちが直面する問題がたくさんあります。そのために、道の駅の優先順位を上位にはできなかったのが現実です。

申し訳ありませんが、道の駅の優先順位が上位になるように、ほかの課題を先に解決させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） あのね、ほかの課題、ほかの課題って言っているけど、役場を造ることに熱心になったりね、ごみ焼却場を造るのに熱心になるのは結構ですよ。だけど、それは利益を生まないんですよ。道の駅は、利益を生むんです。しかも、高齢者の方も、若い方も、もしそこで何か売れば、生産意欲も湧くし、町のいろんなお菓子とかいろんなものを作っている人も、そこで売れば、もっと生産意欲が湧くんですよ。そしてそれが交流人口を増やし、町の発展につながるんでしょう。それをね、もったいないから、まず役場だ。まず焼却炉だ。そういう発想では、私はね、絶対駄目だというふうに思いますので、この件に関しては、今後とも私なりに調査研究をしながら、論議をしていきたいなというふうに思いますので、本当に前向きな考え方で、まちの発展を考えていただきたいなということを訴えまして、次の質問に移りたいと思います。

災害時の本市個別避難計画の策定について質問いたします。

災害時に、高齢者や障害者などの避難方法を、自治体で事前に決めておくのが個別避難計画の策定であります。同計画の策定は、2021年の災害対策基本法改正により、自治体の策定が努力義務となっておりまして、自力で避難が難しい要支援者の名簿を市町村が作成し、要支援者の同意を得た上で、避難経路や支援者をあらかじめ決めておくもので、国は、優先度の高い方の計画を、おおむね2025年度までに策定するように求めています。

本年1月1日現在、この策定状況でございますが、県全体では、作成率が28%とのことであり、本市の策定状況は、策定済みが217名、要支援者が1,739名ということで、作成率は12.5%とのことであります。本市の個別相談計画を作成することは、激変する異常気象に対する自然災害がいつ起こるか分からない、このような今日、さらにこれから、ますます高齢化の進む本市にとって緊急の課題であり、早急に策定すべきものと考えますが、本市の個別避難計画策定の今後の進め方について、説明を求めるものであります。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 個別避難計画の策定についてお答えいたします。

令和3年5月、災害対策基本法が一部改正されたことを受けまして、個別避難計画の策定が、市町村の努力義務とされました。

本市におきましては、令和3年度にモデル地区として、個別避難計画作成に取り組む自治体を募集しましたところ、藤田地区、日野町地区、向田・落合地区、下境・前石原地区、興野地区の5地区から応募がありました。この5地区は、ハザードマップ上における浸水想定区域等

に該当しており、危機意識がひとときわ高い地域であり、まずは、この5地区をモデル地域として、個別避難計画の作成に取り組んだところであります。

一方、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、説明会等の開催ができず、新たな計画の作成を進めることができませんでした。新型コロナウイルスが5類感染症へと移行されましたことを受け、今年5月に開催しました行政区長会議では、個別避難計画の内容及び計画作成の進め方について説明を行い、幾つかの自治会から、作成方法について話を聞きたいという要望をいただいております。

個別避難計画の作成を希望する自治会はもちろんのことですが、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクの高い地域の自治会に対しましては、個別に連絡を行うなど、積極的な作成支援に努めることとしておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 市の作成率は12.5%ということございまして、県全体では28%ということございまして、まだ半分以下というような状況でございます。

この間、県に関しましては、県の保健福祉部の市町担当の方は、今後は、市町村ごとの進捗状況を把握しながら、作成が遅れている市町には、支援や助言を行う必要があるというように、新聞には報道されているところであります。

具体的には、個別避難計画を、一遍に100%というのを目指さないでも、先ほど、下境の川辺地区というのがありましたが、今、防災集団移転も進めていますよね。これも、すぐに移転をするというわけにはいきませんので、その間、どんな水害が来るか分からないというような状況でございます。そういう意味では、さらに川辺地区を中心として、特に集団移転をされるような地域は、個別避難計画をさらに充実すべきではないかなというふうに思うのですが、具体的にステップアップするような進め方、そういうものを目指して進めるべきと考えるのですが、その辺は12.5%で、当面はしょうがないんだとか、いいのだというような考え方ののでしょうかね。その辺の進め方、どういうふうにステップアップするのだから、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ただいまの平塚議員からの御質問についてお答えいたします。

まず、前提として御理解いただきたいのですが、新聞に掲載されておりました当市の要支援者1,739名という人数は、避難行動要支援者名簿に登録されております人数でありまして、登録されている全ての方を、個別避難計画に登録するものではございません。登録されるのは、足が不自由であったり、常に介護を受けている等、自ら避難することが困難な方のうち、本人が登録に同意された方が対象となっております。新聞の中で、ある自治体については、

100%ということで載っておりましたが、これはちょっと自治体のほうには確認はしてないのですが、人口3万人を超えることを考えますと、要支援者の数が、その自治体は227名ということだったのですが、高齢者や障害者等の対象者が、かなり少ないのかなと考えております。

今、平塚議員のほうからお話がありましたとおり、いずれにしましても、先ほどの市長からの答弁にもありましたが、計画作成を希望している自治会はもちろんのこと、災害リスクの高い地域の自治会に関しましては、積極的に作成支援に努めるところでございますので、御理解のほど、お願いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） いずれにしても、台風19号のときに、向田地区ですか、市民の方の懸命な人命救助で助かったというような事例がありました。こういうものを本当に教訓にして、いわゆる平時の段階から、みんなで助け合う那須烏山市ということで、進めていただきたいなというふうに思うのですが、その点で、いわゆる災害のときには、消防団だとか、自治会とか、もちろん行政のほうも関わっていますが、いろんな組織体制で、そういう総ぐるみで進めるわけでございますので、今の話を聞きますと、いわゆる足が不自由だとか、障害者だとか、そういうのを優先するというのは分かるのですが、やはり独り暮らしで、そういう情報が得られない、どこに逃げていったらいいか分からないと、こういう方もいると思うので、そういう方を、誰が避難を安全にできるような体制というんですか、そういうのを日頃からつくるべきではないかなというふうに思うのですが、そういう点で、担当者任せでなく総合力をもって、そういう自然災害が非常に起きておりますので、対応について検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 平塚議員、御意見ありがとうございます。議員がおっしゃるとおり、災害はいつ起きるか分かりません。ですので、地域住民の方、皆さんの御協力の下、個別に避難が必要な方に対しては、そのような対応ができる形で、計画のほうは進めていきたいと思っております。御理解をお願いします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） それで、これは本市に該当者がいるかどうか、ちょっと分からないんですけども、個別避難計画とは別に、県と宇都宮市では、在宅で人工呼吸器を使う避難者向けの、災害時個別支援計画の作成を進めているというような記事が載っております。これについても、本市では該当者があるのかなのか。本当に自分では、これは避難できないわけなので、そういう方、重症の方はいらっしゃいますかね。どうなのでしょうかね。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ただいまの御質問でございますが、現時点では、那須烏山市におきましては、在宅で人工呼吸器等使用している方はないということで理解しております。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） もし、そういうような方がいらっしゃいましたら、対応をお願いいたします。

それで、大雨による大規模災害というのが、本市も何度も受けているわけでございますが、これに向けて、自治体の首長同士が、経験を交流するようなシンポジウムが、全国的には開かれているようでございます。私が申し上げたいのは、栃木県内にも、鹿沼市だとか、那須塩原市とか様々なところ、今回も宇都宮市でも、大変な水害が、大雨があったわけですが、そういうものに備えて、県内あるいは近隣自治体で、そういうような自然災害に備える経験交流っていうんですかね、そういうものはされているでしょうか。もし、されていないということであれば、首長だけでなく、いわゆるそういう担当者も含めて、ぜひとも、近隣自治体でそういう協議の場を持って、近隣自治体でもいいし、県内全部でもいいんですけども、そういう協議、勉強をする場を、そして、お互いに経験した交流が図れるような場を持って、今は非常に激甚災害が起きていますが、そういうものに備える対策を、進めるべきではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 御意見は分かりましたので、年に1度、必ず県の危機管理局、消防防災課、危機管理課を中心とした、県内の市町を含めた会議がございますので、そういった話ができるかどうかも含めて、今後ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 今度は、私のほうが栃木県水防協議会の委員になっておりますので、それで県で集まって協議をさせてもらっています。

また、うちのほうって、那珂川という一級河川がありますので、その災害が起こったということで、年に一遍、必ず関東地区と、また、河川のほうで、那珂川についてもリモートとかで、今は協議をさせていただいております。近隣は、今のところいろんな会議が一緒になっておりますので、そういうときに意見交換をさせていただいております。

つい最近のことであれば、那珂川町へこちらから土のうを配付したりとか、おのおのにそういう人為的な支援等もさせていただいておりますので、今後とも、より一層、協議を深めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） ぜひとも、これからいよいよ水害の危険がある時期に入りますので、日頃から庁内のそういう体制というんですかね、災害に備える体制も、十分に努めていただきたいと思います。

最後に、防災集団移転促進事業についてお尋ねをいたします。

2019年の台風19号で、浸水被害に見舞われた下境・宮原両地区の防災集団移転促進事業の対象者世帯の個別相談会が、7月13日から15日まで、また、8月6日から8月8日まで開催されたところでございます。両地区の対象世帯は108世帯ということで、この相談会には、73世帯が参加されたという報道であります。

参加者からは、居住地の土地や家屋を売却した後の管理や、移転後の農機具の置場所などについて、不安が寄せられたと。また、移転先の面積不足を指摘する意見もあったというような報道であります。これらに対する市当局の考え方を伺うものであります。改めて、個別相談会の開催状況、そして、この事業の進捗状況について、説明を求めるものであります。

この相談会を踏まえて、同事業の今後の進め方について、どういうふうにこれから進むのか、改めて説明いただきたいと思っております。

また、この事業は、地域のコミュニティを何よりも大切にしながら進めていきたいというようなお話でございましたが、移転対象とならない残された世帯や、地域コミュニティを今後どのように守っていくのかについても伺うものであります。

また、実際に那珂川の増水氾濫による浸水被害があれば、地域の動脈である県道、那須黒羽茂木線は寸断されます。この那珂川緊急治水対策プロジェクトにおいては、この下境地区から小原沢地区への県道については、水害対策として、何か検討がされているかどうか説明を求めるものであります。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 防災集団移転促進事業についてお答えします。

防災集団移転促進事業の個別相談会につきましては、下境地区が69世帯、宮原地区が39世帯を対象として、7月13日から15日、8月6日から8日の午前9時から午後7時まで開催し、下境地区では48世帯が参加、参加率としては69.56%、宮原地区では25世帯が参加、参加率としましては64.1%でございました。

移転に対する個々の不安についての相談をはじめ、家屋移転補償についての考え方、また、移転の意向について各世帯のお考えや御意見等をお聞きしたところであります。

参加者からは、議員がおっしゃったように、高齢世帯であるため、住宅新築ができるのか。農業用機械をどこに置けばいいのか。複数の移転先を提示してもらいたい。移転先の宅地面積

は、100坪では狭過ぎるのではないかと。事業スケジュールを明確にしてもらいたい等の御意見がありました。

また、家屋の移転補償等については、今と全く同じ建物を新築する費用ではなく、経過年数等を考慮して算出するものであること、補償額の算出には、建物の仕様や規格、寸法などの詳細を把握するため、調査を行う必要があること、家屋移転補償には、建物のほか、土地や立竹木なども算定の対象になることも説明させていただきました。

さらに下境・宮原地区における平均的と思われる構造、延べ床面積、経過年数等の専用住宅モデルケースを説明し、参加者に、おおむねの御理解をいただいたところであります。

防災集団移転促進事業の対象となる世帯は、下境地区では34%、宮原地区では37%であり、議員がおっしゃるように、地域のつながりが大きく変わっていくことも想定されております。市といたしましては、脈々と受け継がれてきた地域のコミュニティを、可能な限り維持していくことが望ましいと考えており、移転対象外の世帯も含め、防災集団移転の検討と並行し、地域のコミュニティを継承していくために、新たな地域の姿についても検討を行うこととしています。地域住民の声を反映させるため、新たな地域の姿に関する検討の場を設け、丁寧に議論を進めてまいりたいと考えております。

下境地区から小原沢地区に通じる主要地方道那須黒羽茂木線の県道改修につきましては、那珂川緊急治水対策プロジェクトには位置づけられていないところではありますが、県道が浸水エリアとなりますので、河川管理者である常陸河川国道事務所から、過去の浸水実績等の情報を提供していただきながら、県烏山土木事務所と避難の手法等について、今後の調整を進めております。

防災集団移転促進事業につきましては、地域住民の御理解をいただくことが非常に重要でありますので、引き続き説明会や個別相談会、小規模相談会などを開催の上、移転が円滑に進むよう努めてまいりますので、御理解のほどと御協力のほど、よろしくお願いたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 個別相談会はスムーズにいったというような説明でございましたが、私が聞いた話では、非常に説明が慇懃無礼で、いろいろ個別的な質問をしたら、警察の取調室でも今はやっていないような、机をぶったたいて「役場はやっていることをやっているんですよ」というような、恫喝的な職員がいたと。市長のところにも、その抗議に行ったという話は聞いています。そういうようなことで、本当に地域の方々との信頼関係というのはできるんでしょうかね。私は、それに対して非常に憤慨しております。もっと地元の方々に寄り添って、本当に提示された補償金額では、移転できるのかと不安で不安でしようがないというのが実態なので、新聞には1軒当たり5,000万円と出ているんだけど、実際には2,000万円ぐ

らいしか出せないんだと言ったら、それじゃあ移転できないというのが、地元の率直な意見なんです。

都市建設課長は前の議会で、国の公共事業の損失補償に基づく基準によって算定しますので、適正な価格をお示しすることとなりますと、こういうふうに答弁されているのですが、移転できない補償金額では、適正金額ではないんですよ。まして高齢者では、ローンも組めないというのが実態なので、その辺を、本当に地元に取り添って、懇切丁寧に進めていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 今、平塚議員がおっしゃった件につきましては、私の監督不行き届きの面がございましたということで、おわびを申し上げます。

防災集団移転促進事業につきましては、地元の方との連携・協力が必要となりますので、引き続き、個別相談会、小規模相談会、説明会を通じ、地域の方に寄り添い、良い計画が出来ますよう努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） もう1分しかないので、最後の質問でございますが、前議会でも申し上げましたように、旧境小学校の敷地では、20戸前後しか移転できないんですよ。70数戸あるわけでしょう。だからそういう意味では、ちゃんと移転できる場所、移転先を住民の皆さんに明確に示せるようにしていただきたいということと、やはり地元でも移転される方と、されない方がいるわけで、それが分断されることのないように、行政のほうでも、きちんとコミュニティを守る、温かい配慮のある進め方をお願いしたいと思います。

補償については、実際に測量しないと分からないということはあったので、具体的な数字は出なかったと思うんですよ。しかし、これからは具体的な数字が出てくると思うので、本当に災害のあった地元に取り添って進めていただきたいと思いますということを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（渋井由放） 以上で、16番平塚英教議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時30分といたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

○副議長（青木敏久） 議長の都合によりまして、しばらくの間、私が議長の職務を行います。

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき、7番矢板清枝議員の発言を許します。

7番矢板清枝議員。

〔7番 矢板清枝 登壇〕

○7番（矢板清枝） 議場内の皆様、こんにちは。早朝より議会に足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。7番矢板清枝でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

本日の質問は、带状疱疹ワクチンの助成について、がん対策について、こども館の移設について、放課後児童クラブにおける夏休み期間中の昼食提供についての4項目でございます。

市長をはじめ、執行部におかれましては、誠意ある御答弁を御期待申し上げまして、質問者席にて質問させていただきます。

○副議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） まず初めに、带状疱疹ワクチンの助成についてお伺いいたします。

带状疱疹ウイルスは、水疱瘡を発症したことがある人が、加齢や疲労、ストレスなどが要因で発症します。带状疱疹の発症率は、50歳以上が全体の7割を占め、年齢が上がるにつれ発症率は増加します。帯状にできた発疹に衣服が触れると痛痒く、何日も続くため、つらい状態であります。

その予防として、任意の带状疱疹ワクチンの接種がありますが、費用が高額のため、県内の市町では公費助成を実施する自治体が増えてきています。3月定例会の一般質問では、ワクチン接種による健康被害の発生や救済制度の課題があるため、定期予防接種に向けた国の検討状況を注視しつつ準備を進めるとの答弁でありましたが、その後の進捗について、市長の考えをお伺いいたします。

○副議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 带状疱疹ワクチン接種の助成についてお答えいたします。

带状疱疹ワクチンは、現在、任意予防接種となっております。接種を希望する場合は全額自己負担となり、その費用は、議員御指摘のとおり大変高額であります。

矢板議員からは、今年の市議会3月定例会の一般質問において、带状疱疹ワクチン接種に対する市の助成を検討すべきとの御提案をいただいたところでありますが、その際、定期予防接種に向けた国の検討状況を注視しつつ、県内自治体の動向を踏まえ検討する旨を答弁させていただきました。

国においては、現在も定期予防接種としての追加検討するワクチンの1つとして、その効果や安全性の検証、評価が継続されており、定期予防接種化へ具体的な方向性は示されていない状況です。しかしながら、発症や重症化予防が促進されることで、医療費の削減につながるこ

とが期待されますとともに、県内でも助成を行う市町が増加傾向にあり、市民の関心も高まっております。

こうした状況を踏まえ、ワクチン接種を希望する方々が高額な費用負担を理由に接種を諦めることは、回避しなければならないと考えております。発症及び重症化予防と、経済的負担の軽減を図るためにも、令和6年度の助成制度の開始を目指して、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、再質問させていただきます。

今、市長の答弁で、令和6年度から実施を考えているということですが、その旨でよろしいのでしょうか。もう一度、お伺いします。

○副議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ただいまの御質問ですが、議員御理解のとおり、そのように検討しております。

○副議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 大変ありがたいお言葉でございます。

それでは、2番目に質問させていただきたいんですけれども、栃木県内で実施している自治体というのは、私が把握しているのでは7か所だと思うんですけれども、また、検討を進めている自治体は、どのくらいあるかというのは、執行部のほうでは把握されているのかどうかお伺いしたいと思います。

○副議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 議員御理解のとおり、現在実施しているのが7市町で、令和5年度から実施しております。令和6年度から実施を検討している自治体が、7市町、御理解のとおりでございます。

そのほか検討中というところが、3市町ございます。

○副議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、ほぼ県内に25市町あるんですけれども、計算だと19ぐらいになるのかなと思うんですけれども、本市も入らせていただいて20になると思うんですね。皆さん、罹患者は、本当につらいということを聞いています。

それだけ多くの自治体が、公費助成に踏み切ろうとしているのは、带状疱疹に罹患されている方が、多くなってきているということであると思います。私の知り合いにも、かかった方がいらっしゃいました。本当につらいと、痛がゆくてとてもつらいんですと。それが長く続くので、とてもつらいんですということを、本当に声を大きく張り上げて訴えていたので、本当に

つらいんだなと思いますし、今年の7月5日の時点での公開情報というものによりますと、全国における带状疱疹予防ワクチンの予防接種の助成状況が公表されているものがあるんですけども、その中では、全国1,718市町村がある中、254自治体が、半額の助成をしている状況にあるということです。その中で、生ワクチンのみが4自治体。不活化ワクチンのみは19自治体。両方を対象としているのが、ほぼ231自治体で、栃木県内の7自治体は、両方を助成しているということなんですけれども、本市の助成は、片方だけなのか、また、両方を対象にするのか、その考えはどういうふうになっているのかお伺いしたいと思います。

○副議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 本市の制度でございますが、県内の市町村のほうは、基本的には生ワクチンと不活化の両方を助成しておりますので、その辺については、前例のほうを確認しまして、当市においても両方の補助になっていくのかなと考えております。

補助額につきましては、市町村によってちょっと違うところがあるものですから、その辺はちょっと先進事例等を確認しまして、調整した上で、進めていきたいと考えております。

○副議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 助成金額のことは、言ってはなかったですよ。助成する金額は、半額助成が多いようなんですけれども、本市は、どのくらい助成するのかというのは、考えていますでしょうか。

○副議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 県内の市町村に関しましては、基本的に半額助成のところがございますが、やはり、市町村によってそこはまちまちでございますが、一律4,000円というところもございますので、状況を見て、検討していきたいと思っております。

○副議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） よく他市町を観察していただいて、できれば半額を要望したいなと思っております。高額な金額なんです。なので、皆さんが進んで受けやすくなるようにしていただければなと思っておりますので、ぜひともお願いしたいと思います。

では、次の質問に入ります。がん対策について質問いたします。

医療用ウィッグ及び乳房補正具の購入費の一部助成が、今年の4月1日より開始されました。がんの治療には多額の治療費を要するため、購入費の一部助成は、経済的負担の軽減と、心のケアにもつながる有意義な事業と考えますが、現在までの申請数などの利用状況をお伺いたします。

○副議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 医療用ウィッグ及び乳房補正具の助成事業についてお答えいたします。

本事業は、がん治療に伴う外見の悩みを抱える方に、医療用ウィッグ及び乳房補正具の購入費用の一部を助成し、経済的、心理的負担の軽減を図るとともに、療養生活及び社会生活の支援を行うものであります。

8月末現在の交付状況は、医療用ウィッグが3件、乳房補正具が1件となっており、なお、助成対象者が制度の趣旨を知らず、利用できなかったということがないように、引き続き適正な周知に努めてまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

○副議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） やはり周知というのが、大切だと思うんですね。8月末現在の交付状況というのが、医療用ウィッグが3件、乳房補正具が1件あったということで、やはり待っていた方もいらっしまったと思うんです。抗がん剤の副作用は、身体的と心理的の両面のケアが必要なもので、この助成は本当に有意義なものだと感じております。

がん患者医療用ウィッグ等の購入費を一部助成するというのを、3月15日のお知らせ版で告知されたんですけども、今後、継続的に、定期的に周知というのはしていかないと、こういうのをやっているということが定着しないので、しっかり周知をしていただきたいと思うのですが、周知方法というのは考えていますでしょうか。また、期間、そのようなものは、考えているのでしょうか。お願いします。

○副議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 周知の手法でございますが、やはりホームページ、LINE等での周知、併せまして、医療機関等も通しまして、周知のほうを図りたいとは考えております。期間というのは、年中通しまして機会があれば、その都度、実施したいと思っております。

○副議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） ぜひ、安定的に周知をしていただいて、皆さんが利用しやすい状況をつくっていただきたいと思っております。

それでは、次の2番目の質問に入ります。県では、市町のがん患者支援を促進し、がん患者の心理的・経済的負担の軽減及び若年がん患者の在宅療養生活の質の向上を図るため、栃木県がん患者支援推進事業費補助金交付要綱を制定し、県内の市町が行う助成事業、アピアランスケア支援事業及び在宅ターミナルケア支援事業に対し、費用の一部を助成しています。

既に運用を開始している市町がありますが、若年のがん患者の方が住み慣れた自宅で、最後まで自分らしく安心して療養生活を送れるよう、在宅サービス利用料の一部を補助し、本人と家族の負担を軽減する在宅ターミナルケア支援事業を、本市でも実施するべきではないかと考えますけれども、市長の考えをお伺いいたします。

○副議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 在宅ターミナルケア支援事業についてお答えいたします。

本事業は、医師に一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みが難しいと判断された18歳以上、40歳未満のがん患者で、在宅での生活支援及び介護を必要とする方に対して、サービス利用額の一部を助成する事業であります。

在宅介護に必要とされる、訪問介護や訪問入浴、福祉用具貸与・購入等のサービスにつきましては、40歳未満の方は、介護保険法の対象外であることから、全額自己負担となります。こうした対象者の負担軽減を図ため、在宅ターミナルケア支援事業は、5万4,000円を上限に、1か月当たり、サービス利用額の9割相当分を市町が助成する仕組みであり、このうちの2分の1の費用が、県の補助対象となります。

在宅ターミナルケア支援事業は、当事者支援として有効であると考えておりますが、現在、本市への相談や、問合せ等はない状況であります。このようなことから、まずは早期発見、早期治療に重点を置いた取組を優先的に実施したい考えであり、健康マイレージの推進をはじめ、がん検診を受けたことのない市民への個別勧奨や、協会けんぽなどを通じての勧奨、そして、特に受診率の低い婦人がんに対しまして、若年者が受診しやすくなりよう、分かりやすい周知に努めるなど、がんの検診受診率の向上策に取り組みたいと思っております。

要するに、重症化を防ぐということ、まずは市としては考えさせていただき、在宅ターミナルケアの支援につきましては、現状的に御相談等がありましたら、対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○副議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、再質問させていただきます。40歳以上のがん患者は、回復の見込みがない末期と診断され、介護保険認定を受ければ、訪問介護サービス、訪問入浴サービス、福祉用具の貸与などが、1から3割の自己負担で利用できます。しかし、40歳未満のAYA世代は、介護保険が使えません。自宅で療養する際、介護用ベッドや訪問介護サービスを利用しようとすると、自己負担が全額負担となるので高額になります。

このことで、先進的に栃木市では取り組んでおります。栃木市議会議員にお伺いしたところ、若年のがん患者の方が、住み慣れた自宅で、最後まで自分らしく安心して療養生活を送れるよう、在宅サービス利用料の一部を補助し、御本人と御家族の負担を軽減しているという、若年がん患者の在宅ターミナルケア支援というのを導入しております。医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったときと判断した18歳以上から40歳未満のがん患者に対する、在宅療養生活支援ということを実施しております。

やはりこれは、上限5万4,000円、1か月につき補助対象経費の9割を対象としておりまして、生活保護世帯は10割、上限マックス6万円まで支給するというところでございます。

これは、予算はどのくらい取ってあるのかとお聞きしたところ、ターミナルの予算は、32万4,000円、1か月5万4,000円上限掛ける3か月掛ける2人分を取っているということでした。昨年は、2件の申請があったんですということで、利用者があったということをお伺いしました。

このちょうど18歳から39歳、この年齢は、制度のはざまというところにいまして、何の支援も受けることができない世代になってしまっています。うちの市では、ありがたいことに、御相談をされる方がまだないよということ、市長にお話しいただきましたけれども、もし、この制度をしっかりとつって、構築した上で、御相談があれば、こういうことができますよということのお話ができるのではないかと思いますので、もちろん健康を維持していくことが大事だと思いますし、がんの早期発見、治療が大切なので、いろいろなもの、検診を受けられるように促していただくことも大事なんですけれども、この制度の導入というのも、1つこういう方を守っていただける、その施策になるのではないかと思います。

また、大田原市では、来年4月より導入するということが決まっているということをお伺いしました。やはり、この年代の人たちのケアというのは、大切であるということを感じています。

再度、お聞きしたいんですけれども、何とかそこに至る前に、こういう制度があるよということをお示ししていただけるようにならないかなと思うんですけれども、もう一度、お考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ただいまの御質問でございますが、議員がおっしゃるとおり、確かに制度があれば、相談に来る方もいらっしゃるかもしれません。ただ、令和4年度の県の市町村の実績を見ますと、現在、実施しているのが4市でございます。数的には、合計で15件でございます。

那須烏山市におきましても、過去5年間の訪問看護ステーションのほうを確認しましたところ、実際に訪問看護を利用された方は、1名しかいらっしゃいませんでした。そういうような状況で、現在も相談はない状況なものですから、現時点としては、市長答弁にもありましたとおり、健康のほうをまず進めていただくような方向で、行政のほうとしても、進めていきたいと考えております。御理解のほど、お願いしたいと思います。

○副議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 健康重視ということで、我が市では、こういう方を出さないという、力強いお言葉だと思うんですけれども。

そうですね、もちろんそれは分かった上で、こういうことがあるということ。病気になり

たくてなるわけではないので、どんなときにどういうふうになるのか、罹患してしまうのかということ、分からない状況にあるので、やはり、ころばぬ先の杖じゃないんですけども、そういうものも用意してあげることが大事ではないかと思っておりますので、ぜひ、近隣市町、また、県内を見渡していただいて、これがどんどん進んでいくようなことになっていく、取り残されないように、しっかりついていっていただければと思いますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

それでは、3番目のこども館の移設についてお伺いたします。

こども館については、未耐震構造であることに加え、築55年が経過し、老朽化が顕著であります。また、建物の一部が、土砂災害警戒区域に指定されるなど、非常に危険な状況にありますが、いまだに明確な解決策が見いだせていません。

現在、令和7年4月からの開園に向け、認定こども園の整備が進められており、2階に設置される予定のサロンスペースに、にこにこ保育園内で運営する「子育て支援センターきらきら」が、移設される計画であるとの説明を受けました。

こども館利用者の安全・安心を第一に考えれば、多少手狭であるかもしれませんが、短期的対策として、認定こども園に、こども館機能を移設することも一案ではないかと考えますが、市長の考えをお伺いたします。

○副議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） こども館の移転についてお答えいたします。

こども館は、栃木県青年の家として、昭和43年に開所後、平成19年に県から無償譲渡された施設であります。

議員の御指摘のとおり、旧耐震構造で、築55年が経過し、老朽化が進んでいることに加え、敷地の一部が、土砂災害警戒区域に指定されるなど、維持管理や安全面に課題があり、早期解決が求められています。

市の公共施設等総合管理計画では、その他の公共施設との複合化による移転を検討するという方針が示されており、移転先の検討を進めているところではありますが、なかなか結論に至らず、維持管理に必要な最小限の修繕を行いながら、現在に至っているところであります。

こども館事業の内容としましては、地域子育て支援拠点事業として、子育て支援センターきらきらと連携を図りながら、未就園児親子の交流の場を提供しており、毎週水曜日には、びよびよ広場、隔週木曜日には、赤ちゃん広場、その他、月替わりの事業等を開催しております。

しかしながら、少子化や核家族化の進展に加え、女性の社会進出が進み、保育施設等の利用が増加しているため、未就学児親子の利用が年々減少しております。令和4年度における、こども館の利用実績は、1日平均が5組であります。また、にこにこ保育園内で運用している、

子育て支援センターきらきらにおきましても、令和4年度の利用実績は、僅か1組にとどまっております。コロナ禍がありましたから、そういうのもあるのかなとは思っておりますが、かなり減ってきているのは事実だと思っております。

議員の御提案のとおり、認定こども園の2階に整備する、子育て支援センターきらきらの中に、こども館機能を移転し、暫定的に集約する案につきましては、子供と保護者の安全・安心を確保することができるのと同時に、常駐する保育士による支援を受けることができるというメリットがございます。多少、手狭になることも考えられますが、有効な選択肢の1つではなからうかと感じております。

まずは、こども館の利用者や、未就学児親子等のニーズ調査を行い、それらの結果を踏まえながら、移転・集約の可能性について、前向きに検討させていただきたいと思っております。貴重な御意見だと思っておりますので、深く感謝を申し上げながら、検討してまいりたいと思っております。

○副議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、再質問させていただきます。令和4年度のこども館利用の実績というのは、1日平均5組とお聞きしました。きらきらでは、1組であったとの答弁でありました。

こども館は、毎日開館しているのでしょうか。月曜日あたりに休館ということになっているのでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○副議長（青木敏久） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） こども館の開館の日でございますが、火曜日から日曜日までで、月曜日が休館ということでやってございます。

○副議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 今度、開設される認定こども園というのは、つくし幼稚園とにこにこ保育園が統合されますので、土曜日まで保育が可能であると思っております。こども館が移設となると、この土曜日、日曜日の利用というのはどうするのかというのを、考えていかなければならないと思うんですけれども、その考えはあるのでしょうか。

○副議長（青木敏久） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） 認定こども園の2階に、こども館機能を移転する案、まだ今のところは案でございまして、前向きに検討するところでございますが、そうなりますと、矢板議員がおっしゃるとおり、日曜日の対応を考えなくてはいけないと思っております。

ただ、その辺の対応に関しましては、市長の答弁にもございましたとおり、ニーズ調査等を行いまして、その辺の結果を踏まえながら、開設するかどうか検討してまいりたいと思っております。以上です。

○副議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 今、案なんですけれども、案について、もう一つ、質問させていただきます。

認定こども園の園児と、こども館を利用するお子様のスペースというのを、共同で利用していくのか。また、分けて利用するのかを、しっかりそういう点の方針も決めていかなければならないのではないかなと考えます。

もちろん、ニーズ調査が最初だと思うんですけれども、それを踏まえた後で、その中で、こういう点についても考えていかなければならないかなと思うんですけれども、その点について、もう一度お伺いします。

○副議長（青木敏久） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） 遊び場の件につきましても、今、お答えしましたとおり、ニーズ調査等を参考にしながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） こども館の利用が認定こども園に移設するよということがしっかりと決まって、案ではなく実施方向になる場合に、こども館の利用者の方に、しっかりとそのことの周知を図らなければならないと考えているんですけれども、混乱を招かないように周知していただきたいと思うのですが、その考えもお伺いしたいと思います。

○副議長（青木敏久） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） 当然、議員がおっしゃるとおり、周知は非常に大切だなと思っております。もしそうなった場合、広報お知らせ版、ホームページ、また、自治会回覧等を利用して、広く市民に周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 貴重な子供たちなので、我が市で安心して育っていける、子供たちを育成する場ということで、こども館を移設した場合の仮定の話を見せていただいたんですけれども、やはり、安心・安全が第一ですので、子供たちが伸び伸びと安心・安全で過ごせる場を提供していただければと考えております。その点について、よろしく願いいたします。

それでは、最後の放課後児童クラブにおける夏休み期間中の昼食提供についてお伺いいたします。

夏休み期間中に、放課後児童クラブを利用する小学生の大半は、お弁当の持参を求められています。共働きの親にとっては大きな負担となっており、働き方改革が叫ばれる中、全国的に

改善が求められています。こうした動きを受け、こども家庭庁では、小学生の夏休みに伴う放課後児童クラブでの昼食提供の推進に乗り出しており、宅配弁当の活用事例を紹介し、全国の自治体に検討を促しています。

既に他市町では、昼食提供を導入する施設が見受けられることから、本市においても、利用者のニーズ調査を行い、導入を検討してはどうかと考えますけれども、市長の考えをお伺いいたします。

○副議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 放課後児童クラブの夏休み期間中の昼食提供についてお答えいたします。

放課後児童クラブは、児童福祉法の規定に基づき、保護者が労働等により、昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後に小学校の余裕教室等を利用して、家庭に代わる生活の場を確保し、その健全な育成を図ることを目的として実施している事業であり、本市におきましては、9つのクラブにおいて、383人の児童が、利用登録しているところであります。本市においては、各小学校に全部配備をさせていただいております。

議員御質問の夏休み期間中の昼食提供につきましては、本市のクラブでは、現在実施してはおりません。こども家庭庁が、今年の5月に実施した調査によりますと、放課後児童クラブが、長期休業中に食事の提供を行っている割合は、全国で約2割であり、弁当持参を負担と感じている親が少なくないことは、十分に理解しているところであります。

食事を提供するとなれば、提供方法や費用負担、食物アレルギーの配慮、または感染症、食中毒の発生防止やその対応など、検討すべき課題は数多くございます。

一方で、議員御指摘のとおり、国の旗振りにより、働き方改革が推進される中、宅配弁当を活用した昼食招共が行われている事例も、徐々に増えているようであります。新聞やニュース等でも紹介されております。

まずは、利用者へのニーズの調査を行い、保護者の考えを把握するとともに、先進自治体の事例等を参考にしながら、調査研究をさせていただきたいと存じておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 県内で昼食提供を実施している状況というのは、把握されているのかどうかお伺いしたいと思います。

○副議長（青木敏久） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） 今、委託している業者のほうに、ちょっと確認しましたところ、宇都宮市と上三川町は、提供しているということでございました。

以上です。

○副議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 大きな自治体が、特に働く親御さんが多いのかなというふう感じたんですけれども、やはりこういうもので夏休みに昼食提供がされれば、安心して子供たちだけを置いていくことができるなというふうに感じました。

本市では、放課後児童クラブは、今、預かってもらっている業者さんは、お弁当の宅配もしている、そういう業者さんだと伺っております。もし今回、このことが実施、ニーズ調査等も含め、保護者の方が利用したいなという意見が多かったときには、イベント的に日にちを決めて実施できたら、児童も放課後児童クラブのほうに通う楽しみができるのではないかと思います。そのような考えもあるんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（青木敏久） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） 試験的に全ての日にちではないけれどもということですかね。

例えば、今度は冬休みがございますので、その辺で1回、ちょっとお弁当提供させていただくとか、その辺のことはできるかなと、ちょっと思っておりますので、委託業者と今後は検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） ニーズ調査も行っていただけるとのことでありましたので、保護者の意見もしっかりと聞き取っていただきながら、子供たちの成長の手助けと、働く保護者の応援ができれば、とてもうれしいと思います。

かなり早いですけれども、本日の一般質問は以上で終わりにします。

○副議長（青木敏久） 以上で、7番矢板清枝議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時10分といたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時10分

○副議長（青木敏久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき、14番中山五男議員の発言を許します。

14番中山五男議員。

〔14番 中山五男 登壇〕

○14番（中山五男） 皆さん、改めましてこんにちは。傍聴席には、午後も席を埋めてくださっている方々には、本当に暑い中、御苦労さまです。心から感謝を申し上げたいと思いま

す。

今年もいよいよ稲作の収穫が始まっておりますが、この節、台風の襲来が相次いでおりますことから、その被害のほども心配しているところであります。

さて、今回の質問は、先に通告したとおり4項目であります。所要時間は再質問を含め1時間15分を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、質問第1項目では、職員の給与に関することですが、今年も人事院勧告があった中で、本市職員と市内企業職員との給与、休暇制度等の違いについて伺います。2項目めのふるさと納税につきましては、制度発足以来8年間、その実績が低迷を続けていることから、その実情を伺います。3項目めの带状疱疹予防接種につきましては、同僚議員の午前中の質問と趣旨がほぼ同じでありますから、このことにつきましては、簡潔に済ませたいと思っております。4項目めでは、学校教育の中で、新聞を教材にした教育の実態に加えまして、スポーツに関する教育指導方針につきましてお伺いをいたします。

以上、市長、教育長には、実効性ある御答弁を期待いたしまして、この後、質問者席から発言させていただきます。

○副議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） それでは、早速質問をさせていただきます。まず、1項目めですが、本市職員と市内企業社員との給与、休暇制度の比較についてお伺いをいたします。

人事院は、去る8月、国家公務員一般職の令和5年度の給与を引き上げるよう、内閣と国会に勧告されたことは、御承知のとおりであります。その勧告内容は、行政職職員給与で平均0.96%、額にしますと3,869円ほどの増額であります。その中で、若年ほど引上げ幅を手厚くしまして、初任給では、1万円を超えるアップとの報道であります。さらに、ボーナスも0.1か月分増額し、年支給率4.5か月分にする勧告であります。本市職員の給与、諸手当及び休暇に関する条例規則は、人事院勧告にならい改正していることから、今回も同様な改正がなされるものと存じます。

その人事院は、全国の主な民間企業の給与等を調査し、国家公務員の給与を同水準とするよう、内閣等に勧告するものでありますが、人事院が調査した民間企業の給与水準と、本市内企業の給与水準とでは、相当の開きがあるものと推測しているところであります。

そこで、国家公務員の給与を全国の民間企業の水準に合わせるとするならば、本市職員の給与、諸手当、及び休暇基準についても、本市の納税者である市内企業の給与等を調査され、それを参考にすべきではないでしょうか。市長はいかにお考えか、お伺いをいたします。

○副議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 本市職員と市内企業社員との給与等の比較についてお答えいたします。

給与改定につきましては、人事院と都道府県や政令指定都市等の人事委員会が共同で、職種別民間給与実態調査を実施し、比較検討を行っております。本市のように人事委員会未設置の自治体は、人事院と各人事委員会の勧告や取扱い方針を受け、具体的な給与改定をそれぞれに行っているところであります。

中山議員御指摘のとおり、給与決定の考え方からいえば、何らかの形で市町村ごとに民間事業従事者の給与を調査し、当該市町村職員の給与と比較し、給与決定を行うことが理想であると考えます。しかしながら、市町村単位で民間給与を調査することは、調査対象となる50人以上の事業所数の偏りから、サンプル数が制約される場合もあること、市町村にとって、物理的・人的にも負担が大きいことを踏まえると、現実的ではないと考えられているところであります。

また、地方公務員法第24条第2項において、国及びほかの地方公共団体の職員との均衡も考慮し、給与の決定を行わなければならないと定められているものであります。

以上のことから、本市としましては、人事院や栃木県人事委員会における公民給与の調査結果等を参考に、本市が具体的な給与表等を調整することで、間接的に地域民間給与の反映が行われているものと考えております。

今年度につきましても、今後、人事院や栃木県人事委員会の調査結果等を参考に、適切な給与改定を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解くださりますようお願いを申し上げます。

○副議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 私も元職員当時、市内の企業の社員の給与や休暇というのは、役場の職員に比較して、果たしてどうなのかということは、常に気にしていたところなんです。それで一番身近なところは農協だったんですね。規模も結構、職員が多かったですから、まあまあ同じぐらいの数があったかな。今では相当変わっていると思いますが、あの当時は、農協では、給与は役場の職員よりも低かったのですが、その反面、ボーナスの支給率が高かったものですから、年間の所得額は、ほぼ、当時の南那須町の職員も、農協の職員も同じぐらいだったなど、私は考えております。

先ほど、初めに私はこれを申し上げたとおり、やはり市役所の職員は、納税者である市内企業の社員というのは、どのぐらいの給料をもらっているのか、その辺のところは、私は調査する必要があるのではないかなど。このことは一般質問以外にも、何度か総務課長宛に調査すべきではないかというようなことは、申し上げたことがありました。

それで、給与もそうなのですが、まず、休暇制度の比較について、本市職員の休暇制度では、土曜、日曜、祝日が休日とするほか、年末年始、夏期休暇、育児・介護休暇等がありますが、

そこで、市内企業職員の休暇制度というのは、調査したことはあるのでしょうか。比較したことはありますか。

○副議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 調査したことがあるか、ないかと申しますと、市内企業職員の休暇制度についての比較は、現在のところしていない状況でございます。

以上です。

○副議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） これまた繰り返しますが、納税者である企業職員、市内の社員が、どの程度の待遇を受けているのか、これは総務課長、ぜひ、調査すべきではないでしょうか。これからも、全く調査する考えはありませんか。

○副議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 市内の企業というよりも、労働基準法などの法定休暇に関しては、ほぼ同じような休暇制度があるという実態は、つかんでございます。ただし、会社独自の特別休暇、そういったものには、企業それぞれ差異があるというふうに判断しているところでございます。

○副議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 市内にも農協とか、また、大きい企業が幾つかありますから、その辺のところに行って、何社でもいいから、何とかこれは、ぜひ、私は調査をすべきではないかと思っています。ぜひ、その辺のところも、調査することを期待をしたいと思います。

次に、ラスパイレス指数についてお伺いをしたいと思います。

これは、国家公務員の給与を100とした場合の、地方公務員一般行政職の給与水準を示すわけですが、このラスパイレス指数というのは、毎年、新聞報道されています。それによりますと、2020年4月1日現在の県内25市町の中で、第1位、一番給与の高いのは、101.7ですから、これは国家公務員よりも高いということですね。本市は14番目の98.2でありました。ちなみに、隣の那珂川町は、24位の96.4、最下位、25位は益子町の95.7でありました。

給与は、その自治体によりまして、初任給や昇格・昇給間隔等の規定が異なりますから、職員給に差が生じるものと存じます。そのような中で、ラスパイレス指数の人員というのは、先ほど言った、新聞報道を見れば、およそ、財政力に依拠しているように思われます。

そこで、本市の14位というのは、どう評価されますか。伺います。

○副議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 令和3年度、令和4年度で比較すると、16位から、令和4年度

は14位と、今回の結果となっておりますから、0.3ポイントほどラスパイレス指数は、本市は少し上がったというような状況でございます。ただし、このラスパイレス指数においても、年齢構成によって大きく変わる要因もございます。本市の年齢構成を見ますと、40歳以上の割合が、県内でも多い状況でございます。そこの職員に対する給料月額も、県内でも上位のほうである。逆に18歳から39歳、若年層の階層に置いては、県内でも20位以下の低い給料月額の体系であるというような状況でございますので、こういった構成が変わることによって、このラスパイレス指数も、大きく変わっていくのかなというふうに思っております。

実際には若年層に対しても、本市は在職者調整ということで、もう少し引き上げるような運用を、現在、しているところでございます。

以上です。

○副議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 本市の職員というのは、先ほど言いましたように、25市町村の中では14位ですから中間ですよ。なぜ、那須烏山市の職員が、高い位置にあるのか。これは、私は細かいところは分かりませんが、合併当時、烏山町の職員というのは、南那須町職員よりも、給与でおおよそ5万円高かったんですね。そう私は聞いております。南那須町職員の給与も、烏山町職員並みに、2年か3年かけて段階的に改正したと聞いております。そこで、総体的に給与が高くなった。だから、ラスパイレス指数も上がったのではないかと思います。

このラスパイレス指数というのは重要ですし、これは総務課長、各職員には、決して那須烏山市の職員の給与というのは、低くはないんだということを認識させる必要があると思います。この辺のところは、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、非正規雇用職員の時給額についてお伺いをしたいと思います。

栃木地方最低賃金審査会は、今年の最低賃金を、1時間当たり41円引き上げまして、954円に改正するように答申をしております。この引上げの改正は、今年の10月1日から適用することになっているわけなのですが、そこで、本市が雇用する非正規雇用職員の時給額、これは幾らぐらいになっているのでしょうか。

○副議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 現在は、922円が時給の場合の単価となっております。今回の人事院勧告に合わせて、12月の給与改定の条例改正で、この単価も引き上げる予定で、今後進めさせていただきたいというふうに考えてございます。さらに、4月遡及をするようなことで、今のところは調整しているところでございます。

以上です。

○副議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） そうしますと、今回引き上げるから、この栃木県の最低賃金950円を下回ることはないという、そう理解してよろしいですね。分かりました。

もう一つ、お伺いしたいんですよ。本市内住民の中には、パート、アルバイトで生活している方が、結構多いんじゃないかと思います。非正規雇用の労働者の人員と年収等については、調査されたことはあるでしょうか。これは、税務課のほうの資料から見れば、もう全て、時間はかかるかもしれませんが、分かると思います。いかがですか。

○副議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 総務課、または商工観光課の商工グループのほうにも確認したところ、非正規雇用労働者の年収等の調査は実施しておりませんでしたので、データを持ち合わせていないという回答とさせていただきたいと思います。

○副議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 今回の行財政報告書の水道関係ですが、結局、水道料が払えない。それで、水道をストップしているというような、そういう家庭が何戸かあるんですよ。それを見ると、相当厳しい。飲み水のお金も払えない、そういう家庭があるということになりますから、多分、こういった収入は、パートやアルバイトで生活しているのではないかと思います。こういった実体も、これからの那須烏山市全体を考えた場合には、調査をすべきではないかと思っています。調査されることを、期待を申し上げます。

それでは続きまして、ふるさと納税の確保策についてお伺いをいたします。

ふるさと納税に関する一般質問は、制度発足以来、3回目の繰り返しになりますが、それは、県内各自治体から誇らしい実績が、次々と報道されているからであります。その報道の中で、足利市は2億2,000万円、鹿沼市4億7,000万円、那須町6億円、佐野市12億5,000万円等であります。

それは、県内全25市町村の寄附獲得額の一覧が、先月、新聞報道されたところでありますが、それによりますと、本市は、僅か957万円で、そこから住民税減税額2,132万円、返礼品経費448万円を差し引けば、実に実質収支マイナス1,623万円とのことであります。

本市は、寄附額で県下の最下位は免れたものの、なんとふがいないことかと。それに加えて、市税徴収率も県下最下位が続いていることからして、市民には、これらの新聞報道等からして、行政不信を抱かないか案じているところであります。

さらに先月末、新聞1面トップ記事に報道されました、歯周病検診受診率も、県内25市町村中、本市は24位であります。本日、報道された県内の下水道普及率も24番目です。そのような状況にあります。さらに、全国学力テストの成績も含め、新聞報道される那須烏山市の

成績が、せめて中位の世間並みであってほしいものと願うばかりであります。

ところで、今回報道されましたふるさと納税の県内全市町村の寄附総額は、95億8,695万円を集めたそうであります。それを栃木県民、およそ189万人で割りますと、県民1人あたり平均寄附受け入れ額は、5,000円ほどになりまして、それを本市人口2万3,442人に掛ければ、ふるさと納税額で本市が寄附を受けなければならない、世間並みの額というのは、1億1,845万2,000円以上でなければなりません。しかし、実績が957万円でありますから、本市は世間並みの12分の1であります。

過日の新聞に、しもつけフォーラムの講師の言葉が載りましたが、その中で目を引いた記事は、自分の会社が何のために存在するのかということを考え、プライドを持ってやれることはやるのが重要だと説いております。このことを、職員の皆さん方に置き換えて、理解していただければありがたいと思っております。市民のためにプライドを持って、力の限りを尽くしていただきたいということでもあります。

ふるさと納税確保につきましては、那須烏山市第3次総合計画の中でも挙げているところでありますが、本市として、具体的な方策がおありでしょうか。これまでの寄附実績と、新たな方策をお伺いをいたします。

○副議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ふるさと納税の実績と今後の改善策についてお答えいたします。

本市のふるさと納税につきましては、平成26年12月から、ポータルサイトを導入し、寄附の拡充に努めてまいりました。

平成27年度に、協力事業者の募集及びお礼の品の追加を図り、平成29年度にクレジット決済を導入しました。令和元年度には、ポータルサイト「ふるなび」を追加し、令和3年度に、テレビ番組放送によるPRを行い、令和4年度には、ポータルサイト「楽天」も追加するとともに、掲載写真の工夫やSNSによるPR、お礼の品の追加等に努めてまいりました。

こうした取組により、一時的に寄附増額につながったところでありますが、令和4年度の寄附額は、前年度より低い水準と伸び悩んでおります。今後もさらなる改善が必要と考えております。

現在、2件のお礼の品の追加を行うとともに、3件の追加を準備しているところであります。また、なすからブランド認証品についても、追加の手続きを進めているところであります。また、転出者に対し、ふるさと納税の案内を交付するとともに、市外在住者の納税通知書に、ふるさと納税の案内を同封するなど、PRを強化したところであります。

本県におきましても、米やイチゴ、とちぎ和牛など、県内で生産された農畜産物や伝統工芸品など、10品目を県内の共通返礼品に選定し、10月1日から取り扱いが開始されることに

なっております。これらにつきましても積極的にお礼の品に登録し、那須烏山市の特産品及び栃木県の特産品としてPRを行うなど、魅力あるお礼の品の充実に努めてまいりたいと考えております。

ふるさと納税市場は全国的に拡大しており、過最高の寄附額といった新聞報道をよく目にするとあります。納税者にとって有利な制度であることから、今後、さらなる拡大が予測されます。今後は、市場拡大の波に乗り遅れないよう、お礼の品の追加や市の魅力発信と連携したPRを推進するとともに、内部推進体制についても見直しを図り、安定した寄附の獲得に努めてまいる所存でありますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○副議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 努力をされていることだけは、理解をいたしました。

それで、那須烏山市の第3次総合計画の中にも、ふるさと納税の確保策について、少々載せているのです。そこで、今度はその収入、それを財政計画の中で寄附金の目標額というのは、定めているのでしょうか。

○副議長（青木敏久） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 今、御質問いただきました第3次総合計画の中では、目標額として5,000万円というふうな数字を掲げております。

以上です。

○副議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 総合政策課長、5,000万円というのは、差引き5,000万円ということですか。

○副議長（青木敏久） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 寄附総額として5,000万円というふうな目標でございます。

○副議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 分かりました。

それで、一番そこで問題なことは、市民税の流出防止策ではないかと思うんですよ。先ほども、もらっている額の2.何倍も流出しているというような、そんな状況ですよ。昨年度の住民税減税額は213万2,000円、これほど流出しているわけですね。寄附獲得額95万円の約2.2倍に当たるわけです。

ふるさと納税のふるさととは何を指すのか。私が辞書で調べたところでは、生まれ育った土地とあるわけですね。しかし、税法上のふるさとの定義というのは示されていないことから、返礼品目当ての寄附がまかり通っているもので、ふるさとや、応援したい自治体に寄附すると

した税本来の理念が、既に大きくゆがんでいるのではないかと考えております。

ふるさと応援金は、受入れ策と同時に、流出防止策を講ずる必要がありますから、それを市内の全企業や全家庭に向け、チラシ等で訴える必要はないですか。

ところで税金というのは、応益負担の原則がありますね。すなわち、行政は、生活インフラの整備から、学校教育、ごみ処理などの行政サービス等に係る費用の対価として、市民に納税を求めているものでありまして、これが、納税の根拠でもあります。さらに、憲法でも定めている国民の義務でもあります。納税は、返礼品のある自治体へ。サービスは我が町からでは、納税制度が崩れてしまうわけですよ。このことを、本市からよその市町村へ、ふるさと納税をされている方には、十分理解をしていただく必要があります。

そこで本市は、市民の流出防止策に、いかなる対策を取ろうとしているのでしょうか。お伺いします。

○副議長（青木敏久） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） ただいま、市民税の流出防止策ということで御質問いただきました。

私も設立当時から、ふるさと納税の制度に関わってまいりましたが、議員御指摘のとおり、ふるさとへ貢献する仕組みができないかという思いの下、導入された制度であるというふうに考えております。

ただ、大きくこの制度には、3つの意義があるというふうに私も理解しておりまして、その1つには、納税者が寄附先を選択し、その使われ方を考えることで、税に対する意識を高め、納税の大切さを捉える機会となること。2つ目には、お世話になった地域や応援したい地域へ、力になれる制度である。3つ目には、自治体が取組をアピールし、選んでもらうように、選んでもらうにふさわしい地域の在り方を考えるきっかけとなることという、3つの意義があるというふうに、私も理解しております。

こういったことから、安易な返礼品目的の寄附とならないように、事業の取組をアピールしていくことが求められると考えております。納税者の皆様には、納税の意思を阻害しないよう注意しながら、広報紙やホームページなど、ふるさと納税の趣旨を周知してまいりたいというふうに、現在は考えております。

○副議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 菊池課長、今、3つの意味があると。それも、私はそのとおりだと思っております。

そういう意味で1点申し上げますが、本市に寄附された方々への返礼品の返礼の報告であります。すなわち、礼状です。市は受け入れた寄附金を速やかに活用し、その使途と効果のほど

を、寄附者へ報告する必要があるのではないかと、私は思っています。市は、何に使わせてもらったか、または、何に使う予定かなどを、寄附者へ広告すべきであります。寄附者はそれを見て、那須烏山市に寄附して良かった。郷土のために尽くすことができたと心から満足されまして、次も那須烏山市に寄附しようとする考えが起きるものと思います。

この返礼報告のこと、今、いかにされていますか。

○副議長（青木敏久） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 何度か議員に御質問いただいて、この件も御回答しておりますが、やはり現在は、返礼の報告につきましては、市のホームページ上で希望する寄附の使い道ごとの件数、それから金額等については公表しております。

寄附につきましては、一度基金に積み立てて、翌年度に取り崩して各事業の財源に充てているというのが、現状でございます。寄附の活用は、議員御指摘のとおり、寄附者に対して誠意をもってお知らせする必要があると、私も考えます。寄附をいただいた個別の報告、寄附を活用した事業の詳細な報告は、できていないのが実情でございます。

今後は、この辺をホームページ上で詳細な公表に努めてまいりたいというふうにも思いますが、ほかの自治体の公表の状況、こういったものも研究して、丁寧な報告を行ってまいりたいというふうに考えます。

○副議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 返礼品の報告は、ぜひ、必要でありますから。礼状をもらえば、じゃあ、もう一回、もう一回というふうに、2年、3年も続くのではないかと思います、ぜひ、それは考えてください。

それと、返礼品の開発は、どうも那須烏山市には、これといったものがない。結局、魅力がないから、魅力のある返礼品がないから、那須烏山市では、ふるさと納税が集まらないんじゃないかなと、そういうふうにも考えているところであります。

このことについて、先ほどの市長答弁にもありましたが、烏山和紙を使った返礼品というのは、新たに開発できないものでしょうか。これは、本市の地域ブランド認証品、23品目の中には、烏山和紙というのがありますが、これはどのようなものか分かりませんが、新たな製品を、この烏山和紙でもって開発すれば、これも1つ私は、有効ですし、喜ばれるのではないかなと思うんですよ。

実は、先月の新聞だったのですが、真岡市のちょうちんの専門店が、大谷石と烏山手すき和紙を使った、インテリアちょうちんを発売したと報じております。これなんかは、場合によっては、返礼品の1つに適するのではないかなというような考えを持っておりますので、これについても、よくよく考えていただきたいと思っております。

いずれにしても、ふるさと納税制度を、自治体独自の施策によりまして、自主財源が増える制度でありますから、寄附額獲得には、全国自治体の競争がさらに激しくなるものと思われま。そこで本市では、さらに知恵を絞って、よその自治体に負けることなく、この制度を活用すべきであります。御期待申し上げます。

それでは、3番目の質問、带状疱疹ワクチン接種についてお伺いをいたします。この質問は、午前中の同僚議員に重なるところがありますので、その部分を避けながら、質問を申し上げたいと思います。

私の質問の要旨についてだけ、まず、簡単に申し上げたいと思いますが、本市では、乳幼児から高齢者に至るまで、各疾病予防を目的としたワクチン接種を実施しているところでありま。近年はそれに加えて、带状疱疹予防接種費用に助成する自治体が増えつつあることから、このワクチン接種によって疾病が避けられたり、医療費削減効果が見込まれるとするならば、本市においても带状疱疹予防接種費用に助成すべきではないですかというのが、私の質問の趣旨でありました。

それに対して、同僚議員に対しての答弁によりますと、令和5年度から公費負担を考えている。その負担額は、4,000円ほどのこととあります。そこで、何点か質問申し上げたいと思います。

まず、带状疱疹、実は私も10年ほど前にかかったことがあります。簡単に、私の場合は回復したわけなのですが、この带状疱疹の年齢階層別の患者数及び発症から完治するまでに要する期間とか医療費額、これについて、担当課長は調査されているのでしょうか。この带状疱疹につきましては、6月にも同僚議員が質問していることとありますから、もう既に、様々な情報は収集しているんじゃないかと思ってお伺いするところです。

○副議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） まず、年齢階層別の発症数でございますが、带状疱疹につきましては、統計がございませんので、把握のほうが困難となっております。

続きまして、治療に要する経緯でございます。まず、带状疱疹のほうは、最初、身体の一部にぴりぴり、ちくちくの痛みが出てきまして、数日から1週間は続きまして、それがみるみるうちに水膨れになっていきます。1週間ほどたちまして、ただれから潰瘍になりまして、その後、かさぶたになり、約1か月かかって完治するような形になるかと把握しております。

○副議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 私は、これは再質問も含めまして、私の読み原稿というのは、もう何日前にそちらにお渡ししていますから、この辺のところは、私は、担当課長は調べておいてくれたんじゃないかと思ったんですよ。健康福祉課長は、那須南病院に勤務したことがあり

ましたね。それで、私は病院に問い合わせれば、こんなことは簡単に分かるんじゃないですか。これはね、どんな病気でも、例えば、風邪を引いたって2日で治る方もいますし、1週間、10日もかかる方もありますから、一概には言えないんですがね。おおよそですよ、おおよそ、その患者数というのは、年間どのぐらい発生しているのか。完全に治るまでに、何日ぐらいかかっているのか、医療費はどのくらいかかるのかというのは、そんなことは、私は簡単に分かるんじゃないかと思って、私は質問項目に入れたわけでありまして。残念であります。

では、もうちょっと質問します。ワクチンの接種助成額の根拠について、お伺いをしたいと思います。毎年の決算のときに出されます行財政報告、その中に、感染予防として公費で負担しているワクチンの種類が載っていますね。私はこれを一覧表にして、そちらにお渡ししているわけなのですが、高齢者とか成人向けでは、高齢者のインフルエンザのワクチン接種、肺炎球菌のワクチン、それから、これは19歳から49歳の方が対象なのですが、風疹についても助成対象にしていますね。乳幼児は、様々なワクチンがありまして、これはほとんどが、全額公費負担になっていますが、風疹、麻疹から4種混合、ヒブワクチン、小児の肺炎球菌ワクチン、それからB型肝炎、それから日本脳炎から、様々な助成をしているわけなのですが、今回、健康福祉課長は午前中の矢板議員の一般質問に対する答弁で、4,000円ほどと言ったのですが、4,000円というのは、ただ近隣の市町村でも4,000円出しているようだから、うちでも4,000円というのは、それはあまりにも安易過ぎますよ。4,000円支出するというのは、それなりの根拠が必要です。この辺のところは、研究しているのですか。

○副議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 助成額について御説明申し上げます。

県内の市町村のほうを見ますと、ワクチンは2種類ございます。生ワクチンにつきましては、大体ワクチン代として8,000円かかるところ、2分の1で4,000円。不活化ワクチンにつきましては、1回当たり2万2,000円かかるところを、大体1万円払っているところが多いようでございます。ですので、当市におきましても、先進事例や近隣市町の助成の状況を確認しまして、助成額を検討してまいりたいと考えております。

○副議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 先ほど言ったように、もう那須烏山市は、様々なワクチン接種をして、それに対しての公費負担をしているのですから、果たしてそれに対して、今回の带状疱疹は4,000円でいいのかどうか。高いのか、安いのかですよ、その辺のところも十分検討した上で、これは決定すべきじゃないかと思っています。ぜひ、それはお願いをしたいと思います。

それと、今朝の新聞を見ますと、コロナワクチン接種後に死亡した真岡市内の方、これは、

国の救済措置によって、一時金4,400万円ほど支払われたということであります。それで、今回の带状疱疹の予防接種でも、もしそういうふうな副反応が出たり、亡くなったという場合には、同様な救済措置というのがあるのでしょうか。

○副議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 今のところ、带状疱疹ワクチンについては予防接種法に基づく予防接種ではないため、国による健康被害の救済措置はありません。ただ、それが今、国に要望されているので、それで認定になれば、コロナワクチンと同様に救済措置が可能かと思っております。そのため、他自治体では二の足を踏んでいるところがあるのかと思います。带状疱疹ワクチンを接種したために健康被害があったという報告は今のところありませんので、うちのほうでも助成してもいいのかなというのと、ただ、全国的に打つとなると、どういう方が、どういう状況でとなるので、その副反応は、確認ができていないため、まだ、今の段階で、接種による健康被害はないとは言えませんのでお答えはできかねます。

○副議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） そこで理解をいたしました。

いずれにしても、带状疱疹のワクチン接種というのは、発病させないための選択肢であるのですが、完全に防ぐものではないというふうにも聞いております。さらに、接種後は副反応等が生じることがあるということでもありますから、もし、那須烏山市でも、この带状疱疹に対してのワクチン接種を積極的に公費負担するということならば、この辺のところを十分、接種する方に理解をしてもらいたいとは思っています。ぜひ、そうお願いをしたいと思います。

では、最後の質問です。学校教育について。この中から、2点ほど質問を申し上げたいと思います。

そのうちのまず1点目、新聞を活用した授業指導方針についてお伺いをいたします。

文部科学省が発行します「学習指導要領」の中では、小学5年生から、新聞を授業に活用しまして、社会の出来事に関心を高めることと。さらに、読む能力を育成するよう定めているところでもあります。

このことから、本市内小中学校でも、下野新聞を教材にした教育が実施されているようですが、年間の授業時間が僅かでありますから、その効果に期待できるものか。さらに、教師は、繁忙を極める中で、自ら毎日の新聞に目を通しておられるのか、疑問を抱いているところでもあります。

過日の新聞によりますと、荒川小学校が、日本新聞協会から、学校の授業現場で新聞を活用する実践指定校に選ばれてまして、これから2年間にわたり、新聞を活用しまして、読解力や情

報活用能力の育成を図ることとされております。教育長も御存じのとおり、下野新聞社では、紙面の中に「子どもタイムズ」というのを設けておりますね。火曜日の新聞でしたっけね、入ってありましたね。今、ここに持っておりますが。毎週1回発行しております。その記事の中では、子供たちに見やすく、分かりやすいよう工夫をこらしていますから、授業の中では、これはぜひ活用すべきと思っております。新聞を授業に組込むことで、今、社会で何が起きているのか。国際紛争問題から、社会、経済、政治、スポーツ、犯罪に至るまで、子供のうちから現代社会に目を向けさせますので、新聞は重要であります。

そこで、新聞を教材にした学校教育の指導方針と効果について伺います。

○副議長（青木敏久） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 新聞を教材とした学校教育についてという御質問にお答えいたします。

新聞を教材とした教育活動は、N I E活動と呼ばれており、ニューズペーパー・イン・エデュケーションということになりますが、「新聞紙を教育に」というような標語になっているかと思えます。子供の文字・活字離れを防ぐとともに、社会に関心の目を向けるために、学校と新聞社が協力して推進している活動であります。

本市では、令和3年度にN I E事業として、市内全児童・生徒に無償で新聞を配付し、これは、下野新聞の御協力を得たわけですが、新聞に触れる機会を設ける取組を行いました。各校では、新聞ワークを週末の課題として掲げたり、読書の時間に新聞記事に触れる機会を設けたり、国語の時間に新聞の活字に注目させる活動を行ったりと、新聞への興味・関心を高める手立てを講じ、新聞活用能力及び情報活用能力の育成を図ってまいりました。

今後は、議員にお話ししていただきましたように、荒川小学校でも、現在、実践事例を実施しておりますので、それを参考とし、研修会等を通じて全校で共有し、広めることで市内全小中学校での、さらなる活用が図れるように推進してまいりたいと思っております。

また、N I E事業を通じて、児童・生徒の社会への興味・関心の向上や、読解力の向上につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、また、御支援いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 分かりました。大変な御苦勞があるようですが、今後とも事業については、よろしく願いをしたいと思えます。

そこで、これは何点か再質問をさせていただきます。今、各学校で、新聞は公費負担で取られているのでしょうか。先生方には多忙のあまり、自宅で毎日の新聞に目を通す時間が、ほとん

どないのではないかと、少ないのではないかと、私は考えています。そこで、各学校の新聞購読の状況について、どんな新聞を、何部取っているのかお伺いをいたします。

○副議長（青木敏久） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） ただいまの御質問の各学校の新聞の購読の状況についてお答えをさせていただきます。

まず、市内小中学校7校におきまして、下野新聞を全て取っております。こちらは職員室、先生方が目にするようというので、下野新聞を取っております。

それと、児童・生徒に向けて、小学校5校では、新聞社は異なるんですけども、一般的に小学生新聞と言われているもの、これを5校全てで購入をしております。それと中学校においては、烏山中学校、南那須中学校で異なるのですが、烏山中学校においては、中高生新聞を購読しております。それと、南那須中学校におきましては、こちらは一般の新聞、読売新聞、こちらを公費で購読をしております。

以上でございます。

○副議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） そうしますと、結構、各学校で新聞は、目にしようとすれば、読もうとすれば読める状況になっているわけなんですね。ただ、学校にそういった新聞を置いて、先生方が果たして、どの先生が読んでくれるのか。その余力があるのかどうかですよね。この辺のところを、ちょっと心配をしているところであります。

次に、2点目の質問になります。学校での新聞を使った平和教育についてお伺いをしたいと思います。

平和教育の一環としまして、今年も広島へ中学生を派遣いたしましたから、参加した生徒たちは、平和の大切さを肌で感じ取ったこととっておりますが、それは、参加した僅か10名のことであります。

そこで、今、現に起きているウクライナ・ロシア間の戦争の現状を、新聞記事から読み解いて、先生方が児童・生徒に教えることは、学校教育の中の読み・書き・そろばんの授業に増して、私は重要でないかと常に思っているわけです。このことについて各学校では、児童・生徒に対して、どのような方法で伝えておられるのでしょうか。お伺いします。

○副議長（青木敏久） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 平和教育を、学校で新聞を使ってどのように行っているかという御質問かと思いますが、例に挙げていただきました、ウクライナ・ロシア間の戦争につきましては、これは、戦争は根本的によくないというふうな指導を、全校で行っております。日本は、日米安全保障条約を持っていたり、また、西側諸国と共同歩調を取っておりますが、学校の教

育現場として、どちらに肩入れする云々ということではなく、新聞記事は新聞記事として、まず平和教育は、戦争は根本的にいけないものなのだと、そういうふうな指導を行っております。

そしてまた、どちらか一方にというようなことは、各御家庭でお話をいただくとか、学校のほうで、どちらか一方に肩入れするというようなことは、はっきり言いまして、厳に慎むような形で指導をしております。これは、やはり第二次世界大戦というか、太平洋戦争の当時の新聞その他の歴史的な我々の反省事項の上で、教育がずっと成り立っておりますので、一方の当事者にどうのこうのというふうなことを、学校では教えないようにしております。まず、戦争は、根本的にやってはいけないのだと、そういうふうな形で指導をしている、そのようになっていると思います。

○副議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 私は、先生方の今回のウクライナ・ロシア間の戦争のことを、どのぐらい理解をしているのか、なぜ起きているのか、現状はどうなっているのかというようなことを、あんまり理解できていないんじゃないか、申し訳ないんですが、そう感じているんですよ。

ですからこれは、教育長、次の校長会議の際にでも、何か1つの教材として、学校の子供たちにこう伝えてもらいたいというようなものを文章で作って、校長に行き渡らせ、それから各先生にそれを伝達し、児童・生徒に伝えるというような、そんな方法を取れば、もうちょっといいのではないかなというように考えています。いずれにしても、今回の戦争というのは、本当に平和教育に対する、生きた教材ではないかと思っていますので、ぜひ、これは今の子供たちに、よくよく新聞の中から教育してもらいたいと、つくづく思っているところであります。ぜひ、その辺のところは、期待をしているところであります。

では、ちょっとまた次の新聞に関することではありますが、もう一点お伺いします。新聞の「読者登壇」の投稿についてであります。

下野新聞の中の読者登壇の記事は、毎日、私は目を通すように心がけておりますが、学校教育の中で新聞を活用することになった平成22年頃から、読者登壇は10代の子供たちからの投稿が目立つようになっております。それは、下野新聞の紙面の中にも、「子どもタイムズ」の欄が設けられたから、余計に関心を持つようになったかもしれませんね。

そこで、本市内高校生からも、平成22年から少々遅れた平成28年から毎年、多い年で五、六名の生徒が、名前を連ねているようになりました。さらに、市内中学校の生徒からも、令和元年度には、びっくりしたことに13名も投稿しているんですよ。令和2年度は3名と続きましたが、その後は、残念ながらここ二、三年、目にしておりません。10代の声の投稿というのは、新聞を教材にした教育の成果の現れと思われませんが、自分の意見を、新聞を通して発

表することは、社会に参画することで、大変すばらしいことであります。

この新聞投稿について、学校はいかに指導されているのでしょうか。お伺いします。

○副議長（青木敏久） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 新聞投稿へということでの御質問ですが、学校で、新聞に投稿しなさいというような指導はしておりません。ただ、NIEの2019年に、全国大会が栃木県で行われました。その際の発表とか、その後の特集記事等が出てきましたのは、やはり、保護者とお子さんが、いろんなことを新聞を見ながら題材として、そして、その中で考えたことをお子さんが投稿するというような例が幾つか出されておりましたが、本市といたしましても、せっかく今、荒川小学校で指定を受けて研究をやっているわけですので、そういった中で、保護者のほうに、やはり新聞を介在させてお子さんとの対話と進めてください。そういった中で、お子さんのほうが、児童・生徒が自分の考えを、きちんとしたものを持って発表したいというふうな気持ちになっていくと、そのような指導を、保護者と併せて、協力してやっていきたいと、そのように考えております。

○副議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） この新聞投稿ですが、先ほど、私が言いましたように、令和元年度に那須烏山市内の中学校の生徒から、これは、烏山中学校か、南那須中学校かは分かりません。南那須の中学生ということだけで、学校名は出ていませんのでそこは分からないのですが、13名も投稿しているのです。私は、これの全部の記事を持っていますがね。これは、どうしてこの年はこれほど多い子供たちが投稿したのでしょうか。これは何か、心が当たるところはありませんか。

○副議長（青木敏久） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 確たる心当たりはないんですけれども、ただ、子供たちのふだんの様子その他から類推するに、やはり誰かが投稿すると、じゃあ、僕もやってみよう、私もやってみようというのが、子供たちの通例でございますので、やはりそれに続いた例が多かったと。ただ、議員からも以前にもお話しただいて、大変最近は少なくて残念なのですと、私もお答えしたことがありますけれども、そのように私も考えておりますので、無理やり投稿させるといふようなスタンスは持ち得ませんけれども、先ほど申し上げたように、家庭内での子供たちの新聞を介在した話合いの中で、子供たちが投稿意欲が持てるような、そのような家庭教育と学校教育を両立させていきたいと、そのように考えております。

○副議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 繰り返しますが、新聞投稿というのは、非常に子供たちにも、1つの配慮を与えますし、自信にもつながるんじゃないかと思います。私らもあれを読みますと、

子供たちはこういう考えを持っているんだな、こういう経験もしているんだなということを初めて知ることがありまして、感心をしているのですが、ぜひ、これは学校のほうから、新聞投稿については積極的に指導するべきではないかと思っていますので、その辺のところも御期待を申し上げます。

では、もう一点、スポーツに魅力を持たせる教育について、最後の質問を申し上げます。

近年には、心を重くするようなニュースが続く中で、スポーツ選手の華やかな活躍の話題が絶えないことも、教育長御存じのとおりであります。例えば、アメリカ野球、大リーグでの日本選手の活躍や、サッカー女子、ワールド杯では、小柄な日本選手の活躍には、胸を打つものがあつたところでもあります。高校野球でも、県大会から全国大会と、連日熱戦が続きましたから、スポーツにあまり関心を持たない方でも、選手の活躍には、熱い思いがあつたものと存じます。

甲子園をかけた高校野球の栃木大会では、去る7月7日から開催されまして、今年は59校が出場いたしました。その中で、本市内の中学校の出身選手が、僅か10名でした。これはびっくりしました。少ないことにです。この10名のうち、烏山中学出身が6名、南那須中学出身が4名です。本当にこれは驚きました。その中でも、烏山高校野球部の登録メンバーは20名登録してあるのですが、その中で、烏山中学校出身が、僅か4名です。あとの16名の選手は、さくら市、那珂川町、大田原市とか市外出身者であります。近年は、学生に野球の人氣が薄れてきたとはいえ、本市中学生は、なぜこうも野球に関心を持たないのでしょうか。烏山高校野球部は、今年は1回戦は矢板高校、2回戦は真岡高校を破りまして、3回戦まで勝ち進みましたから、近い将来、甲子園出場も夢ではないと思っております。

次に、先月開催されました学童野球大会であります。今年は県内から125チームが参加された中で、本市でも那須烏山チームが出場しております。部員が23名だそうであります。成績は、1回戦には小山に勝ち、2回戦は烏山のチームを破りまして、3回戦まで進んでおります。4回戦では、残念なことに隣の那珂川町のクラブに敗れはしましたが、那須烏山市の名を県内に知らしめてくれたことと思っております。

さて、学習指導要領の中で定める体育授業の目標とするところは、小中学校とも、生涯にわたり運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、明るい豊かな生活を営む態度を育てることと明記されていることは、教育長も御存じのとおりであります。学校は、その指導要領に基づいた授業をされているものの、本県内中学校の運動部加入率の低下が止まらないとのことであり

ます。

近年、学生に人氣のある競技というのは、どうも個人競技のほうが多いようでして、例えば、卓球とか、ソフトテニス。それで、サッカーとか、野球というのは、もうずっと3番、4番手

になったそうでありまして、その中で、本市の中学生の加入状況は、どうなのでしょう。この辺のところは調べられますか。

また、本市が今年定めた第3次総合計画の中で、スポーツを通じた活性化戦略を挙げておられます。昨年開催されました、いちご一会とちぎ国体が、児童・生徒に及ぼすところがあったのかどうかも、私は疑問を持っているところであります。

教育委員会は学校と連携を図りながら、子供たちにスポーツの楽しさや魅力など、関心を寄せるような教育が必要と存じます。そこで、教育長のスポーツにかける熱い思いのほどを、お伺いをいたします。

○副議長（青木敏久） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 私の熱い思いということですが、ちょっと体型を見てもらうと一目瞭然なのですが、最近、ちょっとスポーツのほうに熱意が若干欠けている部分がありますが、私も小中高校と、部活動を一生懸命やったとは自負しておりますし、関東大会までは、なんとか出場したことがございますので、議員のそれ以外のスポーツの魅力を伝える教育活動ということについてお答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、本県の中学校における運動部の加入率は、年々減少しております。学年が上がるにつれて増加傾向にある運動嫌いや体力低下等の問題とともに懸念される場所があります。子供たちが、スポーツに魅力を感じ、関心を持てるようにするためには、学校での体育が技術的な指導に偏らず、自ら体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つように支援することが大切であると考えております。

そこで本市では、子ども達の体力向上を目的に、3年前より宇都宮大学と協力して、体育の授業のさらなる改善を図るための研修を、小中合同で行ってまいりました。これまでの体育の授業では、一部の運動能力の高い児童・生徒だけが活躍しがちでしたが、この研修を通して体を動かすことの楽しさや、仲間と協力し合って作戦を立てたり、技を完成させたりすることのおもしろさを味わえる授業を実践することです。全ての子供たちの体力向上と、運動嫌いな子供たちを減らせることを確認いたしました。

また、昨年度まで実施してまいりました夢の教室では、様々な種目のトップアスリートたちが、小中学校時代に抱いていた夢や、努力することの大切さなど、体験から学んだことを伝えてもらうことで、子供たちがスポーツ全般に興味や関心を持てるような機会を設けてまいりました。

そのほかにも、昨年度から県のエキスパートティーチャー派遣事業を積極的に活用し、小学校時代から、走る、跳ぶ、投げるといった、基本的運動能力の向上を図るための指導方法についても、学校と協力して取り組んでいるところです。

今後も学校と連携をしながら子供たちの体力向上を図るとともに、子供たちが生涯にわたり自分の健康を保持し、豊かなスポーツライフを楽しめる環境の整備や、スポーツに親しむ機会の確保に向けた取組を続けてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

議員が御指摘のように、個人種目がだんだん多くなってきて、それから、マスコミ等で脚光を浴びると、その種目が、翌年は非常に入部率が高い。卓球しかり、テニスしかり。今はバスケットがパリオリンピックに出ようになりましたので、今後はバスケットも少し増えるのかなとは思いますが、そのようなことで、好き嫌いではなく、特定の種目に行かなくてもいいから、みんなで楽しくスポーツをやってほしいと、そのようなスタンスで教育委員会は考えております。

以上です。

○副議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 教育長が、学生時代にスポーツマンだったということは、聞き及んでおります。そのことから、教育長の今のスポーツにかける熱い思いを伺ったわけなのです。

1つ今までの質問の中でお伺いしたいのですが、栃木県全体の中学生の運動部の加入率は、67.4%と、そう新聞報道されております。

そこで、那須烏山市の中学生の運動部加入率というのは、お分かりですか。

○副議長（青木敏久） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 運動部の加入率についてお答えをさせていただきます。

今、議員のほうから、令和4年度の数字が示されましたが、那須烏山市におきましては、令和4年度の加入率は、72.8%になります。令和5年度におきましては、73%ちょうどの数字となっております。

以上です。

○副議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） そうしますと、県の平均の67.4%よりも、今年は73%とずっと高いですね。それはいい傾向でありますし、これは、教育長が貢献しているのかもしれないね。ありがとうございます。

もう一点、お伺いしたいと思うんです。スポーツ少年団への支援策について、最後にお伺いをしたいと思います。

学校の部活動が顧問の先生の負担になっていることが課題とされていることは承知しておりますが、今回のスポーツ庁が進める部活動の地域移行、これは学校のスポーツ活動を、国は見捨てちゃうんじゃないかとも捉えておりまして、私にしてみたら、少々残念な思いがあるわけですよ。

それを見据えてか、本市で定めた第3次総合計画の中では、スポーツ少年団の支援と指導者の養成により、スポーツ指導体制を充実すると明記されております。具体的に、いかなる方策をもって、それぞれの子供たちの部活動の地域移行を達成されるおつもりかお伺いをいたします。

○副議長（青木敏久） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 部活動等の地域移行への支援策ということでございますが、現在は、非常に苦慮しているところでございます。文部科学省は、令和7年度末までに、土日の大部分の部活動を、地域に移行するようという方針を打ち出しましたけれども、あまりに困難な作業だということは、文部科学省のほうも理解して、令和7年度末までに、最低1つは移行するようというよう形に変わってきております。

本市におきましても、現在、幾つかの運動部門を移行するために、準備を進めているところですが、議員がおっしゃるように問題なのは、現在指導している顧問の先生が、地域移行でそちらに行った場合には、その先生が指導するためのお金が、必要になっちゃうんですね。現在、土曜日にやっても学校の管理下であれば、これは給料の一部ですから、保護者のほうの支払うお金は発生しないのですが、地域移行にすると、学校の部活動の先生がそこに行った場合には、今、部活動の指導手当等が半日とかで2,000円、3,000円が発生しますので、そういったところの保護者からの負担金が発生してしまう。

また、逆にあなたは行かなくていいですよと言った場合に、今まで一生懸命指導していた部活動の先生が、宙に浮いてしまう。その先生の指導力、それからやる気を減退させてしまう、無駄にしてしまうというような状況がありまして、現在、その兼ね合いで、なるべく部活動の顧問の先生の負担にならないよう、そして、既に指導者がいて、スポーツ団体として確立されているようなところを、まず先に先行指定して、そちらに移行したという形にしていって、あと、金銭面については、今後さらに検討を進めていきたいと、そのように考えております。

学校の施設を使って、土曜日、現在、今いる先生を指導者に充てて、地域移行にしましたよというふうな形にすると、指導者も同じ、活動場所も同じ、でも保険料とか、指導料を取りますよという、妙なことになってしまいますので、金曜日まではただ、土曜日にやると、場所も同じ、先生も同じ、しかしお金が発生しますよというふうな形になってしまうので、その点について、やはりもっと整合性があるような、そして県や国のほうにも、やはりその点については、もう少しきちんとした、その他の支援が必要だろうというような要望をこれまでもしてきましたが、これからもさらにしてまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

○副議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） なかなか難しいところがあって、部活動は大変ですね。

先ほど申し上げた、学童野球の那須烏山クラブ、これは、部員が23人ぐらいいるそうなんです。ここは、もう完全にスポーツ少年団の活動でやられていると思うんです。これは、何人の方が子供たちを指導しているか分かりませんが、これは教育長、余分な労力、時間を要するとすれば、それは当然、私は公費負担すべきだと思いますよ。場合によっては、ふるさと納税寄附金、こういうものもいいと思いますよ。あなた方からいただいたふるさと納税寄附金、これは、那須烏山市のスポーツ少年団のために使わせてもらいましたと言えば、相当喜ぶんじゃないですかね。ぜひ、私はそういった寄附金なんかもそれに充てる必要がありますし、スポーツを、ぜひ、育てたいというなら、力を注ぎたいというならば、さらにその辺のところも検討すべきではないかと思っております。

間もなく時間でありますので、今回は以上とさせていただきます。

以上で終わります。

○副議長（青木敏久） 以上で、14番中山五男議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時35分とします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき4番堀江清一議員の発言を許します。

4番堀江清一議員。

〔4番 堀江清一 登壇〕

○4番（堀江清一） 議場の皆様、こんにちは。ただいま、渋井議長より発言の許可をいただきました、議席番号4番、那須烏山市を愛してやまない三箇の堀江でございます。本日も傍聴席には、座り切れないほどの方においでいただいております。応援団なのか、反応援団なのかは分かりませんが、いずれにしても議会に興味を持っていただくということは、大変ありがたいことだと思っております。今後とも、議会に御理解をいただければと思います。

さて、気候変動による猛暑も、やや落ち着いてきたのかなと思われませんが、しかしながら、これから気をつけなければならないのが、台風や、昨日、一昨日の豪雨でございます。既に三箇の青雲橋の上流、昨日か、おとといかの増水で堤防が崩れてしまっております。収穫前の稲にも、大きな影響を及ぼすのではないかと心配をしております。

また、令和元年の台風19号により甚大な被害を受けた宮原地区、下境地区、その他、浸水被害を受けた地区の方々は、大変心配しているのではないかと思います。宮原地区、下境地

区においては、防災集団移転促進事業を早急に進めていただきたいという方が多々おります。

また、川沿いの浸水のおそれのある地区には、多くの人々に危険の情報を伝える防災行政無線の設置が急がれることと思っております。

そのようなことを含めて、私の質問は3つ。庁舎整備について、本市の事業に対する業者選定について、最後に公園整備についての3つでございます。執行部におかれましては、丁寧な答弁をよろしくお願いをし、質問者席から質問します。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 最初に庁舎整備についての質問でございます。

庁舎整備については、新たな庁舎整備検討委員会が発足しまして、今、委員会を開いているところでありますが、庁舎整備基本構想策定支援業務委託に、公募型プロポーザル方式を実施しまして、業者が1,197万9,000円の契約をされ、今、作業を行っているのかなと思われま。この作業の内容を、詳しくお願いをしたいと思います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 業務委託の内容についてお答えをいたします。

庁舎整備基本構想策定支援業務委託につきましては、令和5年度当初予算の審議に当たり、予算総括質疑や堀江議員も所属する総務企画常任委員会の中で御説明をさせていただき、御議決を賜りましたところであります。

業務委託の内容としましては、新庁舎整備の考え方、庁舎の規模等を再整理の上、十分な敷地を確保できる候補地の再抽出を行うに当たり、私たち職員が持ち合わせていない技術力、専門的な知見から、候補地の客観的な評価、比較検討を行い、基本構想の成案化を図るものでございます。

併せて、市民が期待する市街地再生の着手に向け、10年後、20年後の将来を見据え、そのほか、老朽化した公共施設再編のシミュレーションによるまちづくりのランドデザインを描くための支援をいたたくことであります。

業務委託によりまして整理された内容につきましては、庁舎整備検討委員会をはじめ、タウンミーティングにお示しの上、議論を深めていくための検討材料として活用していくこととなりますので、御理解のほど、お願いいたします。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 過去に令和元年、庁舎整備の素案をつくりまして、那須烏山市内12か所で住民説明会をされております。そのときにも、素案は一度つくっておりますね。その素案と、今回の庁舎整備検討委員会、そのときの話し合う内容の異なる点というのは、どんなことがあるのでしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 前回策定いたしました基本構想との違いということでの御質問でございます。

特別委員会等でも御説明したとおり、基本構想の素案、前回の素案の見直しを行うというのが、まず大きく根底にございます。先ほど、市長から答弁しましたような内容について、業者委託で進めております。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 率直に言いますと、見直しをされたということではありますが、見直しをするに当たった要因、これは何でしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 要因という御質問でございますが、まずは、中央公園を候補地とし、進めてきたわけでございます。それらについても、やはり中央公園ありきではなくて、ゼロベースで再度見直しを凶ろうということは、もう議員にも御説明しているとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） そうすると、見直しをするということで、今、検討委員会で話し合っている中身では、場所については9月に、今度の委員会でおおよそ話し合うということでありますね。今までの3回は、場所についてのお話は出てこなかったという話なのですが、これは、以前に住民説明会で説明された素案で、ほぼほぼ、市民に説明し尽くされている内容なのかなと思います。

その内容を示されているのは、那須烏山市の広報紙と、あとは先ほど言った住民説明会で、詳しく説明されております。

また新たに、この庁舎整備検討委員会で話をするということであれば、見直しをするというのは場所なのか、規模なのか、どのようなところを見直しをするのでしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） まず、一番根底にあるのは、やはり市民の意見を聞くということが、最大の見直しでございます。やはり市民の意向をしっかりと聞いた上で、あとは、今の庁舎の現状を、しっかりと市民に理解していただくということを、まずは伝えてまいりました。まだまだこれからもニュースレター、それからホームページ等で、そういった意見の情報については、お示ししたいと思っております。

そういったものを踏まえつつ、今回の9月で4回目になりますけれども、これまでの経過、現状、そういったものをまず説明をしてまいりました。それから、まずは市内における候補地、

それから規模、そういったものを段階的に、これから検討委員会でも示してまいりたいというふうに思っております。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 見直しするに当たって、どうも議会が反対しているからというようなニュアンスの声をよく聞きます。多くの市民の方が勘違いをされているのかなと思いますが、反対をしている。これは、議会に上程をされて反対をされたのであれば、これは致し方ない。しかしながら、議会が明確に反対しているということは、全くない話です。それなのに、反対している。それは、間違った市民の認識になってしまうのではないかと思います。

そもそも素案をつくって、見直しをするというのは、執行部が議会に反対をされそうだから見直すんだと、そんなようなニュアンス、私はそんなふう感じておりました。だから、なぜ上程しないで見直しをしたのかなと。その辺は、どうお考えですか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 今、議会に上程をしないということをおっしゃっていただきましたが、前回の基本構想については、委員会等でお示しをさせていただきました。ただし、その進めていく過程の中で、しっかりもう少し市民との対話を大切にして、市民の意見をよく聞きながら、それから、今、必要とするべきところは何か、庁舎だけなのか。今、議論しているところは、やはりまち全体のランドデザイン、ここがやはり重要でございます。各老朽化している公共施設が目白押しでございます。そういったものと一体的に庁舎整備を進めていかなければいけないということでございますので、今回の基本構想を、根本的に見直しさせていただくということは、以前にも、御説明させていただいたつもりなのですが、いかがでしょうか。御理解いただければと思います。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 市民の意見をもっとよく聞くということを、今、言われましたが、今までは、じゃあ市民の意見を聞かないで、素案をつくって、それで進めようとしたわけでございますかね。

いずれにしても、私たち議員は市民の代表であります。ですから、庁舎を移転するに当たっては、議員の3分の2の賛成が必要であります。6人反対すれば、その話がなくなってしまう。それをおそれて執行部が見直しをしたのだなど、私は感じております。

いずれにしても市議会は、議員の中では、既存のものを使って本庁舎にするのか、新たに庁舎を立てるというふうなのが、どちらがいいかというような議会の中でのアンケートがありました。半数以上の方が、新庁舎やむなし、そういうふうな考えを持っております。それで素案をつくったのであれば、なぜにそれで出さなかったのかなと、私は執行部の甘かった考えが、

それが原因じゃなかったかなと、私は思っております。

いずれにしても、庁舎は新しく造るんだと、執行部はそういう方針で、今後、進めるおつもりでしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 私も振り返るに、この立場になって3年目でございます。庁舎整備については、やはり市民・議会、それぞれ考え方、意見が様々でございます。令和3年6月の庁舎整備検討特別委員会でも、各議員の意見は様々なで、集約することができなかったというふうに、私も記憶しております。だから、それだけ大変難しい案件だということを認識させていただいています。

これから、当然、私たち執行部だけで進められるものではございませんので、何回も言いますが、各市民の皆様丁寧に説明をし、現状を理解していただき、庁舎の必要性、複合的な施設がどれだけ必要かという部分も十分検討を踏まえた上で、慎重にこういう案件は、進めてまいりたいというふうに考えております。

何と言っても、やはり議会と執行部、両輪でないと進めませんので、その辺は、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） ということは、新庁舎で、今後は進めるということでしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 今、検討している段階では、いろいろ議員も御存じかとは思いますが、新庁舎で進めていこうというのが、まず基本でございます。ただ、支所機能をどうしようか、水道庁舎をどうしようか、そういったところを、うちのほうからも御提案させていただき、検討会で議論を重ねているところでございます。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 気になったのは、支所機能をどうしようかという話でございます。支所機能を造るとするのは、もう既に、烏山の市街地に本庁舎を造って、南那須に支所機能を造ると、そういう考えがベースになっているのかなと思われま。

しかしながら、私は、毎度、毎回言っております。例えば、その場所が神長地区であれば、支所機能は要らない。支所機能を造ったということであれば、今までとそんなに差はない。経費もかかりますから。これから、20年、30年、40年先を見据えていけば、支所機能はなくて、旧南那須地域と旧烏山地域が一体となったまちづくりをしていけば、いいのかなと思っております。

そういう点で、場所的に、私はずっと言っております。神長地区がベストだと。そこに警察

署を誘導すると。そして、官庁区という位置づけをつくっていったらよいのではないかと思います。

それと、敷地面積の件もあります。当初予定していた中央公園は、前にも言いました、ウナギの巣みたいなところに建てて、どのように市民はアプローチするのですか。そしたら、新しく道路を造るんだという話でした。じゃあ、新しく道路を造るのなら、どれぐらいかかるんだと。調査費まで計上したのに、住宅の移転補償とかは幾らになるか分かりませんということで、幾らになるか分からないという調査結果だったと、そういうずさんな計画を、我々に示したのです。

そもそも敷地面積においては、当然あそこでは、自分は狭いと思っております。まして、アプローチしづらい場所であります。東側は崖地であります。そこに道路を造るということは、さらにその分、道路に使われて狭くなります。そこに防災指令室があった場合、アプローチしづらいところに防災指令室があった場合、いざ何かあったときに、避難する方が、その庁舎に避難しようとしたときに、こんな不便なことはない。

それと、台風19号で烏山のまち内、水道が断水し、下水が使えなかった、そういう状況が、もう既に起きております。そういうところに、なぜに庁舎がふさわしいか、私は疑わしい。神長地区は、土地を確保するのが難しいというような執行部の話があったようでございますが、それははっきり言ったら、土地を求めようとする意欲がないからです。神長地区のあの広大な土地に、消防署はここになぜにできたのか。広大な土地のほかに、東西南北、アプローチしやすい道路があるからです。緊急の車両が出動して、いち早く災害に遭ったところに向向いていくというような位置に、消防署を造ったわけでございます。あそこに消防署を造って失敗したと、こんなことを言った人は、私は1人も聞いておりません。

現に神長地区が、ハザードマップの浸水想定区域か何かに、ここ二、三年の間に指定されましたが、台風19号のときに、あの大雨のときに消防署は浸水しておりません。ましてや堤防の半分までしか、水は来ていなかったのです。私は確認しました。なぜかと言ったら、龍門の滝があるからです。龍門の滝があるので、あそこは浸水は、私はしないと思います。

それと、庁舎の位置を消防署の北側とか思っている方がいるようでございますが、そうでないところに、少し高くなっているところも、十分な敷地がございます。そういうところを、執行部は本気になって目指すべきだと、私は思います。

それと、先ほど言った、水が断水したということですが、あそこは旧南那須地域と旧烏山地域の水道は、江川にかかっている橋のところにつながっております。烏山地区が駄目でも、南那須地区のほうから給水ができます。そういう点も考えれば、十分に検討する余地があると思いますので、その辺は十分考えていただきたいと思います。真面目に神長地区を考えた

ら、よろしいかと思えます。中央公園が、絶対ベストだなんていうことを、私は間違っただけで言えないと思えますので、その辺も含めて検討委員会で、今後、話し合っていくものかなと思えますので、その辺は十分考慮していただきたい。

それと、検討委員会の第3回目、私はちょっと傍聴させていただきました。そのときに、職員の駐車場は、どういうふうを考えているのかという委員の方がおられたときに、回答が、職員の駐車場は考えなくてよろしい。職員の駐車場を考えると、場所が決まってしまう、場所の選択肢が狭まってしまうと、このような話がございました。これは、もう話にならないですね。私は、職員も近くに駐めるべきだと思っております。その職員の駐車場も確保するには、広大な土地が必要だと、私は思っております。広大な土地を確保するに当たって、中央公園に取りつける道路、それにかなりの金額がかかる。その分を土地代に充てれば、十分な広さが確保できますので、その辺は、ぜひお考えをいただければと思います。

それで、2番目の女性団体連絡協議会による、新庁舎建設についてのアンケート及び宇都宮大学による、これはウェブアンケートかなと思えますが、烏山駅周辺エリアに関するアンケート。この結果を受けて、庁舎整備検討委員会も協議をしているようでございますが、このアンケートについて、市はどのようにお考えでしょうか。お伺いします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） アンケート結果を受けた市の見解についてお答えいたします。

女性団体連絡協議会による、新庁舎建設についてのアンケートにつきましては、昨年12月から本年1月にかけて、烏山地区及び南那須地区の両地区の市民を対象に、891枚の調査票を配付し、751枚が回収され、回収率は84.3%と非常に高いものでありました。アンケートに御協力いただいた市民の皆様、また、調査に御尽力をいただいた女性団体連絡協議会の皆様に、改めて深く感謝を申し上げる次第であります。ありがとうございます。

回答者の8割近くの方が、新庁舎の建設に賛成しており、さらにそのうち8割近くの方が、烏山市街地への建設に賛成している結果でありました。また、多目的ホール、市民ホールと一緒に建設してほしいといった御意見や、認定こども園やこども館の整備といった、子育て支援や公園整備を求める御意見も多数寄せられております。庁舎整備を含めた市街地再生を一体的に進める必要性を、強く感じたところであります。

次に、宇都宮大学による、烏山駅周辺エリアに関するアンケートにつきましては、昨年6月から7月にかけて、宇都宮大学の地域デザイン科学部による、地域プロジェクト演習の授業の一環として実施されたものであり、今後のまちづくりにとって有効なデータになることから、宇都宮大学の了解を得た上で、結果を市のホームページに掲載したものでございます。

烏山駅前周辺については、現状を嘆く声が多く寄せられ、回答者の8割近くの方が、再整備

したほうがよいと答えたほか、最後の自由記述の中では、まちのインフラ整備の起点となる市庁舎整備を早く進めてほしいといった、庁舎整備を求める御意見が寄せられております。この2つのアンケートの結果につきましては、市民の皆様の期待の表れと真摯に受け止めております。今後の市政運営を進めていく上で、大変貴重な資料の1つとして活用させていただきたいと思っておりますので、御理解のほどをお願いいたしたいと思っております。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 女性団体連絡協議会の方が、一生懸命集めていただいたアンケートでございます。ある程度、尊重はさせていただいております。しかしながら、このアンケートを取った方のお住まいの地域が、烏山地区に偏っているとか、そういう話を聞いております。それで、あまりに偏っているので、ある新聞記者は、このアンケートは、ちょっとこれは信用できないという旨、記事にはできないと言われた記者もございました。私はちょっと疑わしいのかなというふうに思っております。

そこで、私は前回にも質問をしたときに、市民に対して、アンケートを取るべく、全世帯にアンケートを取られたらいかがですかという話をしました。いろいろな状況を踏まえて、検討するというような答弁だったのかなと思っております。

市民、全戸数、例えば、自治会長を通してアンケートを取る、このような考えはございませんか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 市民の考えを把握するという事は、とても重要であると、私も考えております。全市民アンケートという手段を安易に行うことは、議員の皆様は、やはり市民の代表でもございますから、私の中では、一般的には議員制民主主義だとは思っております。やはり直接市民にアンケートを取るということになると、言葉でいうと、直接民主制というのでしょうか、そういうふうなことにもなりますので、まずは、私どもも何回も申し上げておりますけれども、市民の意見を、どんどんまず聞くというところに、今年度は特化して進めております。小さなタウンミーティングもそうですし、過日は、商工会からの要請があつて、出前講座を行ったり、やはり、いろんな各方面からの御意見をいただき、さらには先ほど、女性団体連絡協議会も一生懸命やっていただいたアンケートについても、十分参考になる意見でもあります。

いろんな市民の声というものを、やはり情報収集をしていかなければいけないというのが、我々は必要だと思っておりますから、まずはそういったこと、それと何度も言いますが、今の市の現状、庁舎の現状、こういったものを十分、市民にも理解していただくために、我々は様々な情報手段を使って市民にお伝えしていく。そういったところを積み重ねた結果、最終的

に、是か否かというところになれば、最終的に、全市民を対象に聞くかということにも至るかと思いますが、私ども執行部では、今はそういった小さなことを積み上げて、御意見を取りまとめていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 今、市民の意見を聞いて、今後、進めるということではありますが、市民の意見を聞くということであれば、市民にアンケートを取るというのが、一番これはベストだと私は思いますね。そもそも基礎的データをもって、それを分析して、話を進めていただいて、それで委員会も、それを基に話を進められたらば、スピーディーに庁舎整備は進むのではないのでしょうか。市民の意見を聞くという、アンケートは取りませんというような話に、どうにも聞こえてなりません。

防災行政無線は、無作為に3,000件のアンケートを取りました。防災行政無線は事業費が7億円ぐらいかなと思われるのですが、その事業費に対して、市民アンケートを取っているわけです。さらに、庁舎に関しては、もっともっと重要な案件でございます。全戸数アンケートを取るというふうにするべきだと思います。アンケートを取らないで、一部の偏った意見を参考にして話を進めて決まったことに、我々議員は、全部とは言いませんが、賛成はできません。これは、はっきり申し上げておきたいと思います。

ですから、アンケートを、ぜひ、取るべきだと思います。市長、いかがですか。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市政運営を進めていく上では、市民の声を聞くということが一番大切だと思っています。防災行政無線のときには、本当に地域が分かれています、那須烏山市ができる前に、南那須地区は整備していました。烏山地区にはありませんでしたので、どのような状況なのか確認をさせていただくためにも、アンケートを取らせていただきました。

今回の全市民アンケートということになりますと、庁舎の整備というのは、本当に大きな問題です。それに関しまして、よく理解をしていただいてからのアンケートでなければ、本当に未来を考えてのアンケートの答えになるのかどうかというのも、不安になります。ましてや議会の中で、これだけ意見が分かれているということは、全市民も意見が分かれることだと思います。それについて、市民アンケートの結果が出ました。では、議会は反論ありませんねといったことになるとは言えません。今のこの市議会を尊重して議会を開いております。それが、アンケートの結果で議会全体の意見が決まるということは、そういうのではないと思っています。参考資料だと思っています。ですから、本当に全市民からのアンケートを取ることは、市民が決めることになります。まず、議会での結論を出していただきたく私たちは丁寧に説明をして、御理解をいただくように努めております。お時間をいただきましたし、コン

サルタントも入れさせていただいております。それに対して、市民の皆さんが、改めて市民の意見とあって、アンケート調査をしてくださいました。様々な年代や立場から意見を言ってくださっているのだと思います。そういうことをたくさん材料としながら、皆さんと協議をさせてもらって、これからの未来に残すことですから、慎重にさせていただきたいと思っておりますので、アンケートの賛成・反対だけ、ここでいい、マル・バツではないと思っておりますので、その辺を加味していただきたいと思っております。

それに一番は、議会軽視にしないことを、私は願っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） どうも理解できませんね。市民の声を聞くといって、市民からのアンケートを聞くのは、時期尚早みたいなことを言っておりますが、素案を令和元年、そのときに市民に提示して、ほとんどそのときに説明をされております。市民の方の多くは、それで理解しているのではないかと、私は思います。今まで何だったんですかね。その素案をつくったときに、住民説明会を12か所でやりましたね。ある程度、こういう状況だというのは、それで理解はしていると思っております。ですから、今後進めるに当たって、例えば、場所をどこにするかという1項目だけのアンケートじゃなくて、いろんなコメント、要するにいろんな問いをして、それでアンケートを取るというのは、多くの市民の声を聞くということではないですか。なぜ、それができないのですか。不思議でしょうがない。そこは、ぜひやっていただきたい。もしそれができないのであれば、私は到底、庁舎整備検討委員会が決めたことに対して賛成はできかねる。そのような態度で、いきたいと思っております。

あとはそれで、3番目に商工会青年部主催の新庁舎整備について、職員が出前講座をされました。様々な市民の意見やアンケート結果が出ていると思っておりますが、この結果に関して、市はどう思っておりますか。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 職員出前講座の結果についてお答えいたします。

7月26日に開催されました、職員出前講座につきましては、那須烏山市、那須烏山市社会福祉協議会、そして、那須烏山商工会青年部との間で、令和2年11月に結成された災害時の支援に関する相互協力協定の実効性をより強固なものにするため、防災拠点となる本庁舎の進捗状況や問題点等の共有化を図ろうと、商工会青年部主催で行われたものであります。

商工会青年部や女性団体連絡協議会の方々をはじめとする、39名の方々に参加いただき、参加者からは、有事の際に市民の命を守るために庁舎整備は急務だ。各庁舎に各課が分散して不便。1か所にまとめてほしい。今の庁舎はエレベーターがなく、バリアフリー対応になって

いない。もっと市民と行政の間で情報のキャッチボールをして、議論を深めていく必要があるなどといった意見が寄せられております。

また、講座終了後、アンケートも実施され、その結果の提供があったことから、出前講座として行った内容を市民にも周知するため、市のホームページにも掲載したものであります。アンケートの中で、「新庁舎建設の必要性についてどう考えますか」の問いでは、回答者35人全員に必要だと答えていただきました。その選択理由に、有事に特に必要なことを改めて深く感じた。現状を知らずに必要性を感じていなかった。今回、必要性を感じ、皆と共有できたらと思う、といったことが挙げられており、このことは、出前講座の成果であり、小まめな情報発信や、意見交換が必要だったと改めて感じたところでもあります。

アンケートの結果につきましては、今後の市政運営を進めていく上で、大変貴重な資料の一つとして活用させていただきたいと考えております。今後も引き続き、小規模な出前講座や、タウンミーティングを通じて、市民意見の把握に努めてまいる考えでありますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 出前講座で、いろんなコメントが寄せられております。その中には、庁舎が進まないのは、議会にあるということだとか、反対していることが理解できないとか。先ほども申したように、議会は反対はしておりません。半数以上の方が、新庁舎を造ることに賛成だと思っておりますから、その辺を十分、きちんと出前講座で説明されたいかかと思えます。

議会が悪いんだというイメージが、大分飛び交っているようでございますが、そんなことはございませんから。議会は、市民に寄り添って物事を発言しております。それを、一部のことを取り上げて、議会がみんな反対しているので事が進まないんだと、そんなようなうわさを広めている方が、どなたかがおりますけれども、反対している事案、これをよく話を聞いて、それで、市民の皆様方にも判断をしていただければと思います。ぜひ、アンケートは取っていただきたい、そのように思います。

大きい2つ目の質問に移りたいと思います。本市の事業に対する業者選定について。

市では事業執行に際し、どのような方法により、業者選定を行っているのか、詳しく伺います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 事業執行の際の業者選定方法についてお答えいたします。

業者選定の方法といたしましては、那須烏山市建設工事等請負業者選考委員会設置及び運営規定に基づき、副市長を委員長とし、参事、総合政策課長、総務課長、農政課長、都市建設課

長、上下水道課長で構成する建設工事等請負業者選考委員会において選考しております。

当選考委員会に諮る事業については、事業を実施する担当課から提出される調書に基づき、一般競争入札、指名競争入札、随意契約等の契約方法をはじめ、参加資格や参加要件、そして、指名する業者等を審議・決定し、入札を実施しております。

また、事業内容によっては、プロポーザル方式により実施することもあり、選考委員会に、プロポーザル方式による業者選考の有無について協議した後に実施されることとなります。その場合は、その事業のみの審査委員会を別途組織し、業者の選定が行われます。

今後も適正な業者選定に努めてまいりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） この業者選定に当たっていろいろな方法がありますが、例えば、一般競争入札とか、プロポーザル方式とかありますが、この区分けの仕方というのは、どのような方法でやっているのをごさいますか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、一般競争入札ができるかどうか、まず、基本ベースになります。その次に、指名競争入札ができるかどうか。さらに、その次に随意契約に基づく契約ができるかどうか。それを基本とし、随意契約の中には、価格競争に限らず、プロポーザルを実施したほうがよい選考ができる場合等もごさいますので、その場合には、先ほどの市長の答弁のとおり、プロポーザル審査会というのを立ち上げて、そちらで諮っていくということになる。

さらに、市内業者の優先調達というところも視野に入れながら、いかに市内活性化に向けた取組ができるかどうか、そういうのも検討しながら選んでいるところをごさいます。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 業者を選ぶ方法は、執行部がきちんと精査をして、その方法を決めているということでありませぬ。それは、今後もきちんとその辺を踏まえて、精査していただきたいと思ひます。

それで、ちょっと時間があまりないので、次の質問に行きます。防災行政無線整備基本計画策定業務委託の入札が行われまして、ある業者が7万円で落札された。予定価格は、107万円です。一般的に考えたときに、この契約金額は、かなり低廉であると感じております。

本計画に関して、契約業者は7万円で本当にできるのか、きちんとした作業ができるのか。その辺のところの確認等は、きちんと取れているのかお伺ひいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 基本計画策定に関し契約業者との確認等についてお答えいたします。

防災行政無線整備に関しましては、アナログ方式による使用期限が近づいていることから、デジタル化に向けた検討を行うため、業務委託料を当初予算に計上しました。

業務につきましては、本市に適した防災行政無線の選定及び設置エリアに関する検討を行い、基本計画を策定するものであります。

発注に関しまして、5月30日に一般競争入札による公告を行い、業者決定の上、6月26日に契約をしました。契約の締結に当たりましては、他自治体での履行実績を踏まえるとともに、業者との打合せを実施の上、市が求める業務委託内容の確認を行った結果、業務遂行に関しては、実行することが可能であるとの判断に至ったところであります。

現在、基本計画策定に向けた作業を進めており、先月、防災行政無線の各種スピーカーの音達距離による明瞭性及び高低差や遮蔽物による音達性の影響を確認するための試験を実施いたしました。本市に適した防災行政無線設置の基本計画策定に向け、引き続き業者との調整を図りながら、業務完了を目指してまいります。基本計画がまとまり次第、改めて議会に報告させていただきますので、何とぞ御理解のほど、お願いいたします。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） そうすると、この7万円で落札した業者に依頼するということがよろしいですね。

それで、ちょっと聞いた話なのですが、この業者は、桐生市で、やはり防災行政無線ですかね、何かそのときに新聞記事になるほどの違反行為があったと聞いております。これは、市としては、把握しておりますか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） その業者そのものが、違反行為したのかどうかについては、微妙なところがございます。情報は当然、それを把握した上で、業者と確認をしながら、しっかりと業務委託ができるかと踏んだことから、契約する運びとなりました。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） さらにこの業者は、桐生市から指名停止業者になっておりますね。そういうことを踏まえると、非常に私は心配しております。ここに、那須烏山市の策定支援業務委託仕様書というのがあります。その中に、過去に防災行政無線整備における設計業務及び施工管理業務において、不履行等を伴う契約解除または問題の提起がないことというような文言がございますね。これには触れませんか、このことは。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 契約を結ぶ段階におきましては、そこまでの詳細については、若干不明な部分はございましたが、業者への聞き取りの結果、本市の指名競争入札の停止には当

たらないというふうに判断しております。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） いずれにしても、この業者は7万円で仕事を取って、次に大きな仕事をやるに当たって有利な方向で持っていきたいというような、そのような思惑がございます。今後、これから設計するに当たって、その業者は、私は排除したほうがよろしいと思いますので、その辺は、市も慎重にやっていただければと思います。

いろいろやっていくとちょっと時間がないので、次の3番目の防災集団移転促進事業に関し、防災集団移転促進事業検討業務委託を2,970万円、同計画書作成支援事業業務委託（防集）その31というのを3,190万円で随意契約されたが、この契約の内容及び、この業者はどのような作業をしているのか、詳しくお願いします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 防災集団移転促進事業検討業務についてお答えいたします。

令和4年度における業務内容については、移転促進区域及び住宅団地整備計画の検討や、説明会等の開催補助等を外部委託するもので、契約金額は2,970万円となります。

令和5年度につきましては、防災集団移転促進事業計画素案の作成及び、住宅団地整備計画の検討、そして、小規模相談会等の開催補助等を、防災集団移転促進事業計画作成支援等として外部委託するもので、契約金額は3,190万円であります。いずれの業務も、株式会社URリンケージと随意契約して業務委託をしたところであります。

防災集団移転促進事業計画の策定に当たりましては、国との協議を行いながら進めているところでありますが、国からは、下境・宮原地区の移転対象となる全世帯から移転に対する同意を得ることや、具体的な移転先及び移転方法に関する全体計画を示すように求められております。

現在、小規模相談会や個別相談会を開催の上、移転に向けた合意形成に努めているところでありますが、委託業者の経験やノウハウを最大限に生かし、活用しながら、防災集団移転促進事業計画をまとめあげて、大臣同意を得たいと考えておりますので、御理解いただけますようお願い申し上げます。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 業務委託で、およそ6,000万円かかっているわけですが、私の感じたところですが、指定区域の指定、まだこれは素案です。それと、移転先の候補地を表明したと。それと個別に補償金額を伝える個別相談会、それぐらいしか進んでいないのに、6,000万円もかかって、それぐらいの作業だったのかなと思っております。

いずれにしても、これは市が被害に遭われた方々を差し置いて、集団移転をやりますと言っ

た事業であります。私は、一番ここで問題なのは、前回のときにも言いましたが、市は、被害を受けた各家庭に戸別訪問して、状況を聞いて、集団移転を進めたいと思うのであるが、いかなものかと、聞き取り調査を全戸数やればよかったと、私は思います。それを、住民説明会をしたからそれでいいんだというようなところで、話を進めようとしておりますが、なぜに、各家庭に意見を聞き取りに行かなかったのか、不思議でしょうがありません。

ぜひ今後、それが不備であれば、どんどんその家庭から意見を聞いて、それで参考にして進められたら、もっとスピーディーに行くのではないかと、そのように思います。いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 防災集団移転促進事業につきましては、市が一方的にやるというのではなく、国のメニューとしてこういう事業がありますということで、市と地元の地域住民が協力をしながら、計画書を練り上げ、それで移転をしようというのが、この事業の趣旨でございますので、市が一方的にやるということではございませんので、その点については、御理解いただきたいと思っております。

あとは、災害の後、すぐに1軒1軒戸別訪問をしなかったということにつきましては、もう今となつては、ちょっとできないということでございますので、現在、個別相談会を実施し、いらっしゃらなかった世帯につきましては、9月中旬に1軒1軒連絡を取り、個別の相談を実施してまいると考えておりますので、御理解をよろしくお願いします。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 個別相談会で来なかった方は、家庭を訪問して話をするというですすね。

補償額は1,000万円から2,000万円だというふう言われて、それでは到底、新しいうちは建てられないという話を聞いております。いずれにしても市民に寄り添って、スピーディーな事業を計画されていていただければと思います。

最後になります。大きい3番、公園整備について。

烏山市街地には、清水川せせらぎ公園及び都市公園である泉公園が設置されておりますが、南那須地区においては、それに類する公園が設置されておられません。今後、市は、南那須地区への公園整備について、どのように思っているのかお伺いします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 南那須地区への公園整備についてお答えいたします。

現在、市議会からの御指摘を踏まえ、公園の在り方について、子育て世代の方々の御協力をいただきながら、調査・検討を進めております。特に大桶運動公園、清水川せせらぎ公園、緑

地運動公園の3つの公園につきましては、都市公園化も含め、それぞれの特徴を活かした役割の明確化を図り、具体的な整備方針をまとめることとしております。

南那須地区には、子供たちが自由に遊ぶことができる公園がなく、子育て世代の方々からは、公園の整備を期待する声が寄せられております。先ほども、御説明させていただきましたが、現在、子育て世代の方々の御協力をいただきながら、公園の在り方について調査・検討を進めているところであり、その検討過程の中で、緑地運動公園を含め、南那須地区における公園の整備方針をまとめてまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、お願いいたします。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 私は前から言っておりますが、これは、久保居議長の遺志を私は受け継いで進めていきたいと思っておりますが、八溝県民休養公園が、三箇、上川井地区にまたがってあります。50ヘクタールの広さがあります。これは、県の施設です。今、最近、木が倒れたりして荒れ放題になっております。子育て世代が、ほかの自治体まで行って遊んでいるのだという話でございます。

例えば、ここを県と協力をし合って、八溝県民休養公園、四季の森とも言いますが、そこに一度入れば1日遊んでいられるような、そういう公園というか、施設を市と県と協力してやる気はございませんか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） ただいまの御質問の八溝県民休養公園の活用につきましての答弁をいたします。

この公園につきましては、栃木県が所管する行政財産として維持管理が行われておりまして、昨日の大雨のときの松の倒木とかにつきましても、連絡を差し上げ、対応をしていただいたところでもあります。

この公園は、先ほど、堀江議員がおっしゃったとおり面積が広大であるため、多額の維持管理費用を要していること、そして、公園活用に関する要望等の動きが、堀江議員からはありますが、ない状況の中、県有施設の払下げを受けることは、リスクが大きいということから、時期尚早であるとお答えさせていただいた経緯もございますし、現在も、その考えに変わりはなく、地域住民の盛り上がり、民間主導の取組として、推進する体制が構築されることを期待しながら、その動向に注視してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 市が全部受け取るという考え方でなくて、県と協力し合って、今、県はただ草刈りをやっている程度でございますから。県も多分、それをどうしようかと、今後の

課題になっているかと思えます。ですから、市が県に要望して、あそこをきちっと整備しませんか。50ヘクタールの50ヘクタール全部を整備しろと言っているわけではございません。駐車場から、ちょっと北側に向かったケヤキの林とかがあります。あそこには、アスレチックもありました。トイレもあります。そこに手を加えて、子供たちが1日楽しめるような公園にされたらいかがかなと思っております。

ですから、まるきり市が負担するというのではなくて、県と協力し合って、県も、そのまま維持管理だけじゃなくて、何かをするという方向に市として要望して、市も協力して、そこに子供たちが遊べる場所を造れば、何もほかの自治体まで行くことがなく、そこで、1日過ごせると。そういう方向でいけたら、ベストではないかと、私は思います。

まち内だけに造るのが、公園ではございません。三箇は、一番外れの地域でございますから、なかなかそこに手が届かないのかなと、私は思っております。そうでなくて、あるものを、今ある資源をうまく利用して、多くの子育て世代に喜ばれるような公園にされたらよいのではないかと思いますので、ぜひ、視察に行つて、ちゃんとできるかどうか、市長、いかがですか。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 視察というか、何度も堀江議員から御質問もいただいていますし、その前の久保居議員からもいただいておりますし、私は何回もあそこに行つています。荒れ放題なものも分かっていますし、桜がきれいな時期は、掃除してもらっているのだなと思うときもあります。分かっておりますが、なかなか県から、同じように直したいとか、公園整備したいという意見をいただいておりますので、その辺は、なかなか難しいのかなと、今の段階では思っております。

○議長（渋井由放） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、明日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

[午後 3時35分散会]